

資料 2 - 1 - 1 山腹崩壊危険地区

【民有林】

番号	位置				面積 (ha)	人家数	関係林業事務所
	郡・市	町	大字	字			
341-001	木田	三木	朝倉	城山	1	5	東部林業事務所
341-002	木田	三木	朝倉	城山	2	3	東部林業事務所
341-003	木田	三木	朝倉	北大畑	2	3	東部林業事務所
341-004	木田	三木	朝倉	本村	1	5	東部林業事務所
341-005	木田	三木	朝倉	西吉谷	2	6	東部林業事務所
341-006	木田	三木	朝倉	西吉谷	1	2	東部林業事務所
341-008	木田	三木	鹿庭	上連	1	2	東部林業事務所
341-009	木田	三木	鹿庭	三番	6	7	東部林業事務所
341-010	木田	三木	奥山	花折	1	0	東部林業事務所
341-011	木田	三木	鹿庭	上連東	1	3	東部林業事務所
341-012	木田	三木	鹿庭	出作	1	2	東部林業事務所
341-013	木田	三木	下高岡	白山	1	1	東部林業事務所
341-014	木田	三木	下高岡	白山	1	1	東部林業事務所
341-015	木田	三木	池戸	風呂谷	3	3	東部林業事務所
341-016	木田	三木	小蓑	虹の滝	1	1	東部林業事務所
341-017	木田	三木	奥山	中山	2	8	東部林業事務所
341-018	木田	三木	奥山	堂ヶ平	1	4	東部林業事務所
341-019	木田	三木	奥山	戸川	2	2	東部林業事務所
341-020	木田	三木	奥山	戸川	3	2	東部林業事務所
341-021	木田	三木	小蓑	下所	1	3	東部林業事務所
341-022	木田	三木	小蓑	下所	1	16	東部林業事務所
341-023	木田	三木	小蓑	虹ノ滝	3	1	東部林業事務所
341-024	木田	三木	小蓑	八ヶ谷	2	2	東部林業事務所
341-025	木田	三木	小蓑	北谷	1	4	東部林業事務所
341-026	木田	三木	奥山	広野	3	2	東部林業事務所
341-027	木田	三木	奥山	広野	2	0	東部林業事務所
341-028	木田	三木	奥山	広野	1	5	東部林業事務所
341-029	木田	三木	奥山	広野	2	4	東部林業事務所

資料 2 - 1 - 2 崩壊土砂流出危険地区

【民有林】

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	郡・市	町	大字	字			
341-001	木田	三木	朝倉	南大畑	0.9	5	東部林業事務所
341-002	木田	三木	朝倉	上乃生	0.45	4	東部林業事務所
341-003	木田	三木	朝倉	上乃生	1.08	8	東部林業事務所
341-004	木田	三木	朝倉	上乃生	0.9	4	東部林業事務所
341-005	木田	三木	朝倉	上吉谷	0.12	6	東部林業事務所
341-006	木田	三木	朝倉	乃生	0.6	1	東部林業事務所
341-007	木田	三木	小菘	足田打	0.24	0	東部林業事務所
341-008	木田	三木	小菘	足田打	0.24	0	東部林業事務所
341-009	木田	三木	小菘	折返	0.24	2	東部林業事務所
341-010	木田	三木	小菘	折返	0.48	2	東部林業事務所
341-011	木田	三木	小菘	北谷	2.52	9	東部林業事務所
341-012	木田	三木	小菘	北谷	0.75	9	東部林業事務所
341-013	木田	三木	小菘	柳沢	0.48	0	東部林業事務所
341-014	木田	三木	朝倉	上吉谷	0.24	3	東部林業事務所
341-015	木田	三木	奥山		0.48	0	東部林業事務所
341-016	木田	三木	奥山	竹尾	2.1	1	東部林業事務所
341-017	木田	三木	鹿庭	持別当	0.9	2	東部林業事務所
341-018	木田	三木	鹿庭	氷下所	0.18	3	東部林業事務所
341-019	木田	三木	鹿庭	奈良谷	0.24	0	東部林業事務所
341-020	木田	三木	鹿庭	奈良谷	0.3	2	東部林業事務所
341-021	木田	三木	鹿庭	打木	0.45	6	東部林業事務所
341-022	木田	三木	鹿庭	打木	0.24	2	東部林業事務所
341-023	木田	三木	鹿庭	打木	0.36	2	東部林業事務所
341-024	木田	三木	鹿庭	三番	0.45	1	東部林業事務所
341-025	木田	三木	鹿庭	三番	0.36	5	東部林業事務所
341-026	木田	三木	奥山	花折	0.18	0	東部林業事務所
341-027	木田	三木	鹿庭	三番	0.72	7	東部林業事務所
341-028	木田	三木	鹿庭	上連東	0.24	5	東部林業事務所
341-029	木田	三木	鹿庭	上連東	0.36	2	東部林業事務所
341-030	木田	三木	鹿庭	左直	0.18	7	東部林業事務所
341-031	木田	三木	鹿庭	出作	0.36	2	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	郡・市	町	大字	字			
341-032	木田	三木	鹿庭	別所	0.27	3	東部林業事務所
341-033	木田	三木	鹿庭	別所	0.36	8	東部林業事務所
341-034	木田	三木	井戸	中代	0.18	0	東部林業事務所
341-035	木田	三木	下高岡	駒足	0.09	40	東部林業事務所
341-036	木田	三木	井上	小原	0.24	4	東部林業事務所
341-037	木田	三木	井上	小原	0.48	5	東部林業事務所
341-038	木田	三木	井上	立石	0.27	8	東部林業事務所
341-039	木田	三木	池戸	深谷	0.72	9	東部林業事務所
341-040	木田	三木	池戸	風呂谷	0.75	0	東部林業事務所
341-041	木田	三木	池戸	風呂谷	0.9	0	東部林業事務所
341-042	木田	三木	池戸	風呂谷	0.24	3	東部林業事務所
341-043	木田	三木	小蓑	下所	0.24	2	東部林業事務所
341-044	木田	三木	小蓑	下所	0.9	2	東部林業事務所
341-045	木田	三木	奥山	流小屋	3.6	0	東部林業事務所
341-046	木田	三木	奥山	堂ヶ平西	3.15	2	東部林業事務所
341-047	木田	三木	奥山	堂ヶ平	2.88	1	東部林業事務所
341-048	木田	三木	奥山	堂ヶ平	0.9	3	東部林業事務所
341-049	木田	三木	奥山	中山	1.68	3	東部林業事務所
341-050	木田	三木	奥山	中山	1.44	11	東部林業事務所
341-051	木田	三木	奥山	中山	1.68	0	東部林業事務所
341-052	木田	三木	奥山	中山	1.62	30	東部林業事務所
341-053	木田	三木	奥山	中山	0.36	4	東部林業事務所
341-054	木田	三木	奥山	猪ノ谷	0.36	4	東部林業事務所
341-055	木田	三木	奥山	戸川	1.08	6	東部林業事務所
341-056	木田	三木	奥山	奈良	0.36	1	東部林業事務所
341-057	木田	三木	奥山	奈良	0.9	3	東部林業事務所
341-058	木田	三木	奥山	奈良	0.45	3	東部林業事務所
341-059	木田	三木	奥山	津柳中	0.24	3	東部林業事務所
341-060	木田	三木	奥山	津柳中	0.48	3	東部林業事務所
341-061	木田	三木	奥山	津柳南	0.45	0	東部林業事務所
341-062	木田	三木	小蓑	下所	0.84	5	東部林業事務所
341-063	木田	三木	小蓑	下所	0.9	3	東部林業事務所
341-064	木田	三木	小蓑	虹ノ滝	0.24	1	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	郡・市	町	大字	字			
341-065	木田	三木	小菘	八ヶ谷	0.24	2	東部林業事務所
341-066	木田	三木	大菘	八ヶ谷	0.48	6	東部林業事務所
341-067	木田	三木	小菘	八ヶ谷	0.6	5	東部林業事務所
341-068	木田	三木	奥山	花折	0.36	3	東部林業事務所
341-069	木田	三木	奥山	広野	0.36	7	東部林業事務所
341-070	木田	三木	奥山	広野	0.48	3	東部林業事務所
341-071	木田	三木	奥山	津柳南	0.36	3	東部林業事務所
341-072	木田	三木	奥山	広野	0.6	3	東部林業事務所
341-073	木田	三木	奥山	広野	0.75	2	東部林業事務所
341-074	木田	三木	奥山	広野	0.9	0	東部林業事務所
341-075	木田	三木	奥山	広野	0.24	1	東部林業事務所
341-076	木田	三木	奥山	広野	0.09	0	東部林業事務所
341-077	木田	三木	小菘	二ノ坂	0.03	1	東部林業事務所
341-078	木田	三木	小菘	足田打	0.19	4	東部林業事務所
341-079	木田	三木	鹿庭	打木	0.26	5	東部林業事務所
341-080	木田	三木	奥山	津柳南	0.54	0	東部林業事務所
341-081	木田	三木	小菘	空分	0.29	2	東部林業事務所
341-082	木田	三木	小菘	折返	0.14	2	東部林業事務所

資料 2 - 2 - 1 急傾斜地崩壊危険箇所

(傾斜 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜で、被害想定区域内に人家等がある箇所)
(自然)・・・人家が 5 戸以上(5 戸未満でも官公署、学校等がある場合を含む。)

区域名	大字名	水防管理分団	関係土木事務所	地 形			人 家 (戸)
				傾斜度 (度)	延 長 (m)	高 さ (m)	
深 谷	池 戸	1	長尾土木事務所	45	250	10	7
下 所	小 蓑	3	"	40	200	24	17
堂 ケ 平	奥 山	2	"	50	200	20	5
広 野	"	"	"	40	200	6	5
五 区(3)	"	"	"	38	150	16	3

(自然)・・・人家が 1 戸～ 4 戸

区域名	大字名	水防管理分団	関係土木事務所	地 形			人 家 (戸)
				傾斜度 (度)	延 長 (m)	高 さ (m)	
本 村 上	朝 倉	3	長尾土木事務所	35	170	7	3
四 区(1)	鹿 庭	2	"	35	110	30	2
五 区(2)	奥 山	"	"	36	40	20	1
五 区(1)	"	"	"	37	40	13	1
南 山 田(2)	井 戸	6	"	31	60	16	2
天 満	鹿 庭	2	"	34	100	13	1
二 区	鹿 庭	"	"	40	60	17	1
中 山(1)	奥 山	"	"	34	60	27	1
中 山(2)	"	"	"	37	40	21	1
四 区(2)	鹿 庭	"	"	49	90	28	1
四 区(3)	鹿 庭	"	"	35	130	17	1
津 柳 北(1)	奥 山	"	"	37	45	6	1
津 柳 北(2)	"	"	"	31	60	30	2
津 柳 北(3)	"	"	"	35	40	7	2
津 柳 北(4)	奥 山	2	長尾土木事務所	38	80	17	1
津 柳 南	"	"	"	34	65	15	1
堂 ケ 平(2)	"	"	"	30	100	37	1
堂 ケ 平(3)	"	"	"	43	30	16	1
堂 ケ 平(4)	"	"	"	36	100	40	1
空 分(1)	小 蓑	3	"	37	90	13	1
足 田 打	"	"	"	36	60	25	1
空 分(2)	"	"	"	37	80	20	1
空 分(3)	"	"	"	33	80	25	1
空 分(4)	"	"	"	32	100	28	1
小 蓑 下 所(3)	"	"	"	32	100	25	2
小 蓑 下 所(2)	"	"	"	34	100	60	1
乃 生	朝 倉	"	"	37	60	20	2
北 谷(2)	小 蓑	"	"	35	70	35	2
下 分(2)	"	"	"	47	80	80	1
下 分(1)	"	"	"	38	70	21	1

区域名	大字名	水防管理分団	関係土木事務所	地 形			人家 (戸)
				傾斜度 (度)	延長 (m)	高さ (m)	
北 谷(3)	"	"	"	33	80	25	1
中 筋	"	"	"	51	70	10	1
二ノ坂(1)	"	"	"	35	80	10	1
宮尾西	田中	"	"	48	35	8	1
二ノ坂(2)	小 蓑	"	"	33	60	26	1

(人工)・・・人家が5戸以上(5戸未満でも官公署、学校等がある場合を含む。)

区域名	大字名	水防管理分団	関係土木事務所	地 形			人家 (戸)
				傾斜度 (度)	延 長 (m)	高 さ (m)	
南 山 田	井 戸	6	長尾土木事務所	50	110	6	2
三 区	鹿 庭	2	"	38	140	18	0
駒 足	下高岡	5	"	34	190	14	26

(人工)・・・人家が1戸～4戸

区域名	大字名	水防管理分団	関係土木事務所	地 形			人家 (戸)
				傾斜度 (度)	延 長 (m)	高 さ (m)	
南 地	井 上	1	長尾土木事務所	53	80	20	3
香 連 寺	池 戸	2	"	83	60	5	1
小蓑下所(1)	小 蓑	3	"	44	110	24	1
北 谷(1)	"	"	"	48	70	9	1

資料 2 - 2 - 2 土石流危険渓流

【土石流危険渓流】

土石流の発生の危険性があり、人家等に被害を生じる恐れのある渓流
 (土石流危険渓流)・・・保全人家が5戸以上(5戸未満でも官公署、学校等がある場合
 を含む。)

水系名	河川名		大字	地形		水防 管理 分団	関係土木 事務所
	河川名	渓流名		流路延長 (km)	流域面積 (km ²)		
春日川	朝倉川	大畑西川	朝倉	0.10	0.01	3	長尾土木
"	"	中連川	"	0.28	0.03	"	"
"	"	中連川	"	0.40	0.05	"	"
"	"	中連川	"	0.40	0.05	"	"
"	"	乃生川	"	0.92	0.20	"	"
"	"	乃生川	"	0.56	0.08	"	"
新川	吉田川	足田打南川	小蓑	0.38	0.06	"	"
"	"	足田打南川	"	0.48	0.12	"	"
"	"	足田打南川	"	0.71	0.29	"	"
"	"	足田打南川	"	0.69	0.20	"	"
"	"	足田打南川	"	0.29	0.04	"	"
"	"	足田打南川	"	0.87	0.47	"	"
"	能川	嶽川	氷上	0.22	0.04	4	"
"	鍛冶川	東鍛冶川	鹿庭	1.16	0.27	2	"
"	新川	氏の宮北川	"	0.21	0.02	"	"
"	"	氏の宮北川	"	0.11	0.01	"	"
"	"	氏の宮北川	"	0.28	0.04	"	"
"	"	氏の宮北川	"	0.48	0.11	"	"
"	"	氏の宮北川	"	0.17	0.02	"	"
"	氏の宮川	氏の宮上川	"	0.42	0.07	"	"
"	"	氏の宮中川	"	0.34	0.05	"	"
"	"	氏の宮下川	"	0.50	0.11	"	"
"	"	氏の宮南川	"	0.35	0.11	"	"
"	"	氏の宮東上川	"	0.17	0.04	"	"
"	"	氏の宮東上川	"	0.34	0.09	"	"
"	"	氏の宮東上川	"	0.62	0.38	"	"
"	"	氏の宮東上川	"	0.56	0.05	"	"
"	"	氏の宮東上川	"	0.65	0.11	"	"
"	"	氏の宮東上川	"	0.15	0.02	"	"
"	"	氏の宮東下川	"	0.36	0.08	"	"
"	新川	新川西上川	"	0.27	0.04	"	"
"	"	新川西中川	"	0.50	0.12	"	"
"	"	新川南川	奥山	0.78	0.35	"	"
"	"	新川南川	"	0.18	0.02	"	"

河 川 名			大字	地 形		水 防 管 理 分 団	関 係 土 木 事 務 所
水 系 名	河 川 名	溪 流 名		流 路 延 長 (k m)	流 域 面 積 (k m ²)		
新 川	新 川	新 川 東 中 川	鹿 庭	1.33	0.47	2	長 尾 土 木
"	"	新 川 東 上 川	"	0.76	0.17	"	"
"	"	新 川 北 川	"	0.68	0.13	"	"
"	葛 の 尾 川	葛 尾 東 上 川	"	0.37	0.06	"	"
"	"	葛 尾 東 下 川	"	0.32	0.03	"	"
"	新 川	左 直 谷 下 川	"	0.29	0.05	"	"
"	"	左 直 谷 上 川	"	0.29	0.04	"	"
"	"	出 作 川	"	0.26	0.03	"	"
"	"	中 代 川	井 戸	0.13	0.02	"	"
"	寒 国 川	小 原 川	井 上	0.37	0.05	1	"
"	"	小 原 川	"	0.40	0.07	"	"
"	"	立 石 川	"	0.36	0.11	"	"
"	"	戸 敷 川	"	0.11	0.03	"	"
"	"	戸 敷 川	"	0.27	0.04	"	"
"	"	戸 敷 川	"	0.28	0.04	"	"
"	新 川	風 呂 谷 上 川	池 戸	0.53	0.27	"	"
吉 野 川	曾 江 谷 川	広 野 川	奥 山	0.65	0.16	2	"
香 東 川	香 東 川	津 柳 七 の 谷 川	"	0.98	0.29	"	"
"	"	津 柳 八 の 谷 川	"	0.44	0.12	"	"
"	"	津 柳 五 の 谷 川	"	0.47	0.09	"	"
"	小 蓑 川	中 筋 二 の 谷 川	小 蓑	0.29	0.04	3	"
"	"	中 筋 三 の 谷 川	"	0.41	0.05	"	"
"	"	中 筋 六 の 谷 川	"	0.88	0.30	"	"
"	"	中 筋 八 の 谷 川	"	0.28	0.04	"	"
"	"	空 分 北 川	"	0.50	0.08	"	"
"	"	北 谷 北 川	"	0.70	0.10	"	"
"	"	北 谷 上 川	"	0.36	0.05	"	"
"	"	北 谷 上 川	"	0.41	0.07	"	"
"	"	北 谷 上 川	"	0.22	0.05	"	"
"	"	北 谷 上 川	"	0.44	0.15	"	"

(土石流危険渓流)・・・保全人家が1戸～4戸

河 川 名			大字	地 形		水 防 管 理 分 団	関 係 土 木 事 務 所
水 系 名	河 川 名	溪 流 名		流 路 延 長 (k m)	流 域 面 積 (k m ²)		
春 日 川	朝 倉 川	本 村 川	朝 倉	0.18	0.02	3	長 尾 土 木

河 川 名			大字	地 形		水 防 管 理 分 団	関 係 土 木 事 務 所
水系名	河川名	溪 流 名		流路延長 (k m)	流域面積 (k m ²)		
春日川	朝倉川	大 畑 西 川	朝倉	0.65	0.20	3	長尾土木
"	"	二ノ坂西下川	小菘	0.20	0.03	"	"
"	"	二ノ坂西中川	"	0.43	0.11	"	"
"	"	二ノ坂西上川	"	0.65	0.22	"	"
"	"	二ノ坂上川	"	0.52	0.07	"	"
"	"	二ノ坂東上川	"	0.25	0.05	"	"
"	"	二ノ坂東中川	"	0.33	0.05	"	"
"	"	二ノ坂東下川	"	0.34	0.06	"	"
"	"	二ノ坂下川	"	0.24	0.04	"	"
"	"	大 畑 下 川	朝倉	0.56	0.07	"	"
新 川	吉田川	足 田 打 北 川	小菘	0.47	0.07	"	"
"	"	足 田 打 中 川	"	0.64	0.13	"	"
"	"	足 田 打 上 川	"	0.73	0.14	"	"
"	"	足 田 打 下 川	"	0.16	0.03	"	"
"	"	小 川 下 川	"	1.17	0.38	"	"
"	"	小 川 下 東 川	"	0.61	0.12	"	"
"	鍛冶川	出 水 川	鹿庭	0.16	0.03	2	"
"	"	上 鍛 冶 西 川	"	0.85	0.19	"	"
"	"	上 鍛 冶 東 川	"	0.66	0.23	"	"
"	"	上 鍛 冶 川	"	0.73	0.29	"	"
"	"	北 鍛 冶 川	"	0.71	0.13	"	"
"	"	下 鍛 冶 川	"	0.16	0.01	"	"
"	"	北鍛冶川二の谷	"	0.22	0.02	"	"
"	"	北鍛冶川三の谷	"	0.35	0.03	"	"
"	"	鴻 の 池 川	上高岡	0.27	0.06	4	"
"	新 川	鴻 の 池 上 川	鹿庭	0.12	0.01	2	"
"	"	新 川 西 下 川	奥山	0.24	0.03	"	"
"	"	新 川 南 川	"	0.31	0.03	"	"
"	"	新 川 南 川	"	0.09	0.01	"	"
"	"	新 川 南 川	"	0.15	0.01	"	"
"	"	新 川 南 下 川	"	0.12	0.01	"	"
"	"	新 川 南 下 川	"	0.32	0.05	"	"
"	"	新 川 南 下 川	"	0.19	0.03	"	"
"	"	天 満 川	鹿庭	0.15	0.02	"	"
"	"	横 井 上 川	"	0.24	0.04	"	"
"	"	横 井 下 川	"	0.18	0.01	"	"
"	猿橋川	猿 橋 川	上高岡	0.13	0.01	4	"
"	寒国川	川 東 川	井上	0.21	0.07	1	"

河 川 名			大字	地 形		水 防 管 理 分 団	関 係 土 木 事 務 所
水系名	河川名	溪 流 名		流路延長 (k m)	流域面積 (k m ²)		
新 川	寒国川	小 原 南 川	井上	0.25	0.04	1	長尾土木
"	"	小 原 中 川	"	0.25	0.03	"	"
"	"	小 原 北 川	"	0.33	0.04	"	"
"	"	小 谷 南 川	"	0.13	0.04	"	"
"	"	小 谷 上 川	"	0.31	0.07	"	"
"	"	北 地 上 川	"	0.30	0.07	"	"
"	"	北 地 東 川	"	0.16	0.03	"	"
"	"	北 地 西 川	"	0.12	0.02	"	"
"	新 川	深 谷 川	池戸	0.56	0.09	"	"
"	"	風 呂 谷 下 川	"	0.58	0.10	"	"
鴨 部 川	鴨 部 川	国 下 川	井戸	0.24	0.04	6	"
吉 野 川	広 野 川	広 野 中 川	奥山	0.10	0.01	2	"
"	"	広 野 上 川	"	0.21	0.02	"	"
"	"	広 野 下 川	"	0.82	0.28	"	"
香 東 川	堂ヶ平川	堂 ヶ 平 川	"	0.08	0.02	"	"
"	香 東 川	津 柳 一 の 谷 川	"	0.29	0.06	"	"
"	"	津 柳 二 の 谷 川	"	0.53	0.12	"	"
"	"	津 柳 九 の 谷 川	"	0.70	0.13	"	"
"	"	津 柳 九 の 谷 川	"	0.21	0.02	"	"
"	"	津 柳 九 の 谷 川	"	0.12	0.01	"	"
"	"	津 柳 十 の 谷 川	"	0.45	0.06	"	"
"	"	津 柳 六 の 谷 川	"	0.18	0.02	"	"
"	"	津 柳 十 二 の 谷 川	"	0.16	0.03	"	"
"	"	津 柳 十 二 の 谷 川	"	0.15	0.02	"	"
"	"	津 柳 十 二 の 谷 川	"	0.29	0.05	"	"
"	"	津 柳 十 二 の 谷 川	"	0.46	0.06	"	"
"	"	津 柳 四 の 谷 川	"	0.24	0.03	"	"
"	"	津 柳 三 の 谷 川	"	0.25	0.02	"	"
"	"	津 柳 三 の 谷 川	"	0.34	0.03	"	"
"	"	下 所 川	小蓑	0.57	0.13	3	"
"	小 蓑 川	空 分 南 川	"	0.61	0.24	"	"
"	"	北 谷 中 川	"	0.34	0.04	"	"
"	"	北 谷 下 川	"	0.13	0.02	"	"
"	"	北 谷 川	"	0.19	0.02	"	"
"	"	中 筋 西 上 川	"	0.30	0.05	"	"
"	"	中 筋 西 上 川	"	0.46	0.18	"	"
"	"	中 筋 西 下 川	"	0.18	0.02	"	"
"	"	中 筋 西 下 川	"	0.20	0.03	"	"
"	"	中 筋 南 川	"	0.22	0.04	"	"

資料 2 - 2 - 3 地すべり危険箇所

過去又は現在において、地すべりしている箇所、地すべり地形を呈し、地質等から見て地すべりの発生の可能性のある箇所及び防止地区の指定地に該当する箇所。

区域名	大字名	水系名	河川名	地 形		被害想定区 域内人家数 (戸)	水防管 理分団
				面 積 (h a)	勾 配 (度)		
堂ヶ平	奥 山	香東川	香東川	24.7	8	37	2

資料 2 - 2 - 4 土砂災害警戒区域

(1) 急傾斜地の崩壊

	所在地 (大字)	箇所名	箇所番号	警戒区域の種類		告示年月日 告示番号
				警戒	特別 警戒	
1	小 菘	下所 - 1	I - 0042			平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
2	"	下所 - 2	I - 0042			
3	奥 山	堂ヶ平 - 1	I - 0043			
4	"	堂ヶ平 - 2	I - 0043			
5	"	広野	I - 0044			
6	"	五区(3)	I - 0717			
7	小 菘	小菘下所(1)	- 0307			
8	"	北谷(1) - 1	- 0307			
9	"	北谷(1) - 1	- 0307			
10	奥 山	中山(1)	- 1117			
11	"	中山(2)	- 1118			
12	"	津柳北(1) - 1	- 1121			
13	"	津柳北(1) - 2	- 1121			
14	"	津柳北(1) - 3	- 1121			
15	"	津柳北(1) - 4	- 1121			
16	"	津柳北(2) - 1	- 1122			
17	"	津柳北(2) - 2	- 1122			
18	"	津柳北(3) - 1	- 1123			
19	"	津柳北(3) - 2	- 1123			
20	"	津柳北(4) - 1	- 1124			
21	"	津柳北(4) - 2	- 1124			
22	"	津柳北(4) - 3	- 1124			
23	"	津柳南 - 1	- 1125			
24	"	津柳南 - 2	- 1125			
25	"	堂ヶ平(2)	- 1126			
26	"	堂ヶ平(3)	- 1127			
27	"	堂ヶ平(4) - 1	- 1128			
28	"	堂ヶ平(4) - 2	- 1128			
29	"	堂ヶ平(4) - 3	- 1128			

	所在地 (大字)	箇所名	箇所番号	警戒区域の種類		告示年月日 告示番号
				警戒	特別 警戒	
30	小 蓑	空分(1)	- 1129			平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
31	"	空分(2)	- 1131			
32	"	空分(3) - 1	- 1132			
33	"	空分(3) - 2	- 1132			
34	"	空分(3) - 3	- 1132			
35	"	空分(4) - 1	- 1133			
36	"	空分(4) - 2	- 1133			
37	"	空分(4) - 3	- 1133			
38	"	小蓑下所(3)	- 1134			
39	"	小蓑下所(2)	- 1135			
40	"	北谷(2) - 1	- 1137			
41	"	北谷(2) - 2	- 1137			
42	"	北谷(2) - 3	- 1137			
43	"	北谷(2) - 4	- 1137			
44	"	北谷(2) - 5	- 1137			
45	"	下分(2)	- 1138			
46	"	下分(1) - 1	- 1138			
47	"	下分(1) - 2	- 1139			
48	"	下分(1) - 3	- 1139			
49	"	下分(1) - 4	- 1139			
50	"	北谷(3) - 1	- 1140			
51	"	北谷(3) - 2	- 1140			
52	"	北谷(3) - 3	- 1140			
53	"	北谷(3) - 4	- 1140			
54	"	中筋	- 1141			

(2) 土石流

	所在地 (大字)	箇所名	箇所番号	警戒区域の種類		告示年月日 告示番号
				警戒	特別 警戒	
1	奥 山	広野川	17 - 51 -			平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
2	"	津柳七の谷川	17 - 52 -			
3	"	津柳八の谷川	17 - 53 -			
4	"	津柳五の谷川	17 - 54 -			
5	小 菘	中筋二の谷川	17 - 55 -			
6	"	中筋三の谷川	17 - 56 -			
7	"	中筋六の谷川	17 - 57 -			
8	"	中筋八の谷川	17 - 58 -		-	
9	"	空分北川	17 - 59 -			
10	"	北谷北川	17 - 60 -			
11	"	北谷上川	17 - 61 -			
12	"	北谷上川	17 - 62 -			
13	"	北谷上川 - 1	17 - 63 - - 1		-	
14	"	北谷上川 - 2	17 - 63 - - 2			
15	"	北谷上川 - 3	17 - 63 - - 3			
16	"	北谷上川 - 1	17 - 64 - - 1			
17	"	北谷上川 - 2	17 - 64 - - 2			
18	奥 山	広野中川	17 - 51 -		-	
19	"	広野上川	17 - 52 -			
20	"	広野下川	17 - 53 -		-	
21	"	堂ヶ平川	17 - 54 -			
22	"	津柳一の谷川 - 1	17 - 55 - - 1			
23	"	津柳一の谷川 - 2	17 - 55 - - 2			
24	"	津柳二の谷川	17 - 56 -			
25	"	津柳九の谷川	17 - 57 -		-	
26	"	津柳九の谷川	17 - 58 -		-	
27	"	津柳九の谷川 - 1	17 - 59 - - 1			
28	"	津柳九の谷川 - 2	17 - 59 - - 2			
29	"	津柳十の谷川	17 - 60 -			
30	"	津柳六の谷川	17 - 61 -		-	

	所在地 (大字)	箇所名	箇所番号	警戒区域の種類		告示年月日 告示番号
				警戒	特別 警戒	
31	奥山	津柳十二の谷川 - 1	17 - 62 - - 1			平成 21 年 9 月 29 日 香川県告示 第 457 号
32	"	津柳十二の谷川 - 2	17 - 62 - - 2			
33	"	津柳十二の谷川	17 - 63 -			
34	"	津柳十二の谷川	17 - 64 -			
35	"	津柳十二の谷川	17 - 65 -		-	
36	"	津柳四の谷川 - 1	17 - 66 - - 1			
37	"	津柳四の谷川 - 2	17 - 66 - - 2		-	
38	"	津柳四の谷川 - 3	17 - 66 - - 3		-	
39	"	津柳三の谷川	17 - 67 -			
40	"	津柳三の谷川	17 - 68 -			
41	小菘	下所川	17 - 69 -			
42	"	空分南川	17 - 70 -			
43	"	北谷中川	17 - 71 -			
44	"	北谷下川 - 1	17 - 72 - - 1			
45	"	北谷下川 - 2	17 - 72 - - 2			
46	"	北谷川	17 - 73 -			
47	"	中筋西上川	17 - 74 -			
48	"	中筋西上川	17 - 75 -			
49	"	中筋西下川	17 - 76 -		-	
50	"	中筋西下川	17 - 77 -			
51	"	中筋南川	17 - 78 -			

避難所については、資料 2 - 19 - 1 のとおり。

資料 2 - 2 - 5 警戒避難体制の整備事項

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年 5 月 8 日法律第 57 号）第 6 条及び第 8 条の規定に基づき、土砂災害警戒区域又は土砂災害特別警戒区域の指定を受けた区域（以下「指定区域」という。）について、次のとおり警戒避難体制を整備する。

町と指定区域の住民等は、協力して避難場所等を選定し、周知する。

指定区域の住民等は、前兆現象などに注意し、異常を感じた場合や、町から避難準備情報の呼びかけがあった場合は、安全な場所に自主避難又は避難所への避難準備若しくは避難を行う。また、指定区域内の災害時要援護者等避難に時間を要する者は、避難支援者等の支援を受け、避難場所等に避難する。

指定区域の住民等は、町から避難勧告又は避難指示が発令された場合は、避難所又はその他安全な場所への避難を行う。

町と指定区域の住民等は、協力して迅速かつ適切な災害対応を図るため、避難場所、緊急連絡先等を記載した帳票を作成し、相互に保持する。

町は、気象台から大雨注意報が発令され、引き続き降雨があると予測される場合は、早期に指定区域を重点とした警戒巡視を実施する。

町は、避難勧告発令基準に基づき、土砂災害警戒情報、香川県砂防情報システムからの情報、前兆現象、巡視等からの報告、今後の雨量などを総合的に判断して、自主避難の呼びかけ、避難準備情報の発令、避難勧告又は避難指示を行う。

避難勧告等の防災情報については、防災行政無線、防災ラジオ、広報車、防災行政メール、ホームページ、テレビ・ラジオ等の放送機関への協力依頼、戸別訪問等あらゆる手段により伝達する。

避難に当たっては、自主防災組織等が中心となり高齢者、障害者、幼児など災害時要援護者の安否確認、移動補助等を行いながら、地域ぐるみで行うものとする。

資料 2 - 2 - 6 土砂災害の避難に関する町と関係住民の段階別対応

段階	状況	具体的な対応	町の対応	住民の行動
1	気象台から大雨注意報が発表	地域の状況把握	気象情報や各地の雨量・出水の状況等を収集・把握する。	テレビ・ラジオ等を通じて気象情報に気をつける。
2	気象台から大雨警報が発表	住民等への注意喚起	1 土砂災害警戒区域の巡視に当たる。 2 防災行政無線等により警戒区域の住民に土砂災害に対する注意喚起を促す。	1 前兆現象がないか周辺に気をつける。 2 テレビ・ラジオ等を通じて雨量等の情報に十分注意する。 3 災害時要援護者等にあつては、支援者の協力を得て避難の準備を行う。
3	1 警戒危険雨量を超えたとき 2 弱い前兆現象が発見されたとき	自主避難 避難準備情報	1 住民等から異常通報があつた地域や危険区域への巡視を強化する。 2 防災行政無線等により該当地域の住民に自主避難の呼びかけ又は避難準備情報の発令を行う。 3 避難所の開設を行う。	1 テレビ・ラジオ等を通じて状況の推移を見守る。 2 がけ崩れや河川の氾濫など異常現象を発見したときは町又は消防へ通報する。 3 災害時要援護者等にあつては、支援者の協力を得て避難を行う。 4 その他の者は、あらかじめ決めておいた安全な場所に自主避難又は避難所への避難準備を行う。
4	1 避難基準雨量を超えたとき 2 土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 前兆現象が発見されたとき	避難勧告	該当地域に避難勧告を行う。	避難勧告を知った段階で、避難所又はあらかじめ決めておいた安全な場所にすぐに避難を行う。
5	1 土砂災害発生危険基準雨量を超えたとき 2 近隣で土砂災害が発生したとき 3 近隣で強い前兆現象が発見されたとき	避難指示 災害発生	1 あらゆる伝達手段を使い、該当地域の住民に迅速な避難を指示する。 2 救助が必要なときは、消防職員等が出動する。	1 遠くへの避難に危険が伴う場合は、とりあえず安全な場所へ避難し、状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 2 人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番をはじめあらゆる手段を用い、町又は消防へ通報する。

(備考)

- 1 避難基準の詳細は、資料2 - 19 - 2 避難勧告発令基準を参照すること。
- 2 遠くに避難する場合は、近所の人に避難先を知らせておく。
- 3 避難所等へ避難できない場合は、 堅固な建物の上階に移動する、 木造建物でも上階のしかも山の反対側の方に移動することにより、少しでも危険性が低くなる。

資料 2 - 3 - 1 河川重要水防区域

判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度) 改修計画で定められた河川断面が確保されている。) 改修計画の無い区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合には、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×				
2	耐用度) 護岸の老朽化及び根入不足。) 天然護岸の河床洗掘及び、護岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区域より除外する。	×		× or	×	
3	重要度	用途地域、D I D地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要 or その他	
判定基準事項 判定項目		条 件	危険度判定基準				
			A	B	C	D	E
評 価			水防上最も重要で早急な対策が必要		災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分

【2級水系県管理区間】

水系名	河川名	水防管理分団	関係土木事務所	危険度区分					計
				A	B	C	D	E	
新 川	新 川	1・2・4・5・6	高松土木事務所 長尾土木事務所			m 2,640	m 400	m 15,653	m 18,693
"	朝倉川	3	"			1,800	630	3,664	6,094
"	吉田川	1・3・4	"			1,610	4,210	5,961	11,781
"	寒国川	1	長尾土木事務所			530		2,808	3,338
"	平尾川	1	"			700			700
"	古 川	4・5・6	"			4,241			4,241
"	猿橋川	5	"			500	140	10	650
"	熊 川	4	"			1,800	200	434	2,434
"	鍛冶川	2・4・5	"				670	5,181	5,851
"	葛ノ尾川	2	"				1,604	320	1,924
"	氏の宮川	2	"				620	1,380	2,000

水系名	河川名	水防 管理 分団	関係土木事務所	危険度区分					計
				A	B	C	D	E	
香東川	香東川	2・3	高松土木事務所 長尾土木事務所				6,800	26,189	32,989
"	小菘川	3	長尾土木事務所			1,100	820	780	2,700
"	堂ヶ平川	2・3	"				880	1,120	2,000

資料 2 - 3 - 2 高堰堤

【土地改良区管理高堰堤（ため池）】

名 称	河 川 名	規 模			管理者
		堤長m	堤高m	貯水量千 t	
小川下池	吉田川	156.0	26.8	600	小川下池水利組合
二股上池	新川	217.0	16.0	606	二股土地改良区

資料 2 - 3 - 3 主要水門

名 称	河川名	位 置	水門操作担当者	住 所	電 話
平尾水門	平尾川	平木字高野	大山 哲司	平木852-2	898-1701
高尾逆流防止樋門	新 川	池戸字高尾	森山 重良	池戸2040	898-0288
寒国川逆流防止樋門	寒国川	井上字草田	溝淵 清美	平木1168	898-2126

資料 2 - 3 - 4 新川浸水想定区域内の災害時要援護者施設一覧

番号	名称	定員	所在地	電話番号	浸水(m)
1	大宮保育園	90	三木町池戸 2155-2	898-0406	0.5-1.0
2	砂入保育園	90	三木町池戸 2955-1	898-2913	0.0-0.5
3	氷上保育所	85	三木町氷上 120	898-8365	0.0-0.5
4	平井保育園	90	三木町平木 224-5	898-9775	0.0-0.5
5	平井幼稚園(池戸分園)	140	三木町池戸 2340-1	898-0290	0.0-0.5
6	平井幼稚園(本園)	140	三木町平木 652-1	898-5335	0.0-0.5
7	櫻村病院	37	三木町池戸 2771-1	898-1431	0.0-0.5
8	讃陽堂 松原病院	42	三木町池戸 3232	898-0620	0.5-1.0
9	グループホーム くすの木	18	三木町池戸 2362	840-2227	0.0-0.5
10	ナーシングホーム くすの木	42	三木町池戸 2362-2	840-2227	0.0-0.5
11	かしむら病院ディケアセンター	-	三木町池戸 2766-2	891-1515	0.0-0.5
12	老人福祉センター平木コミュニティ会館	-	三木町平木 26-1	891-0881	0.5-1.0

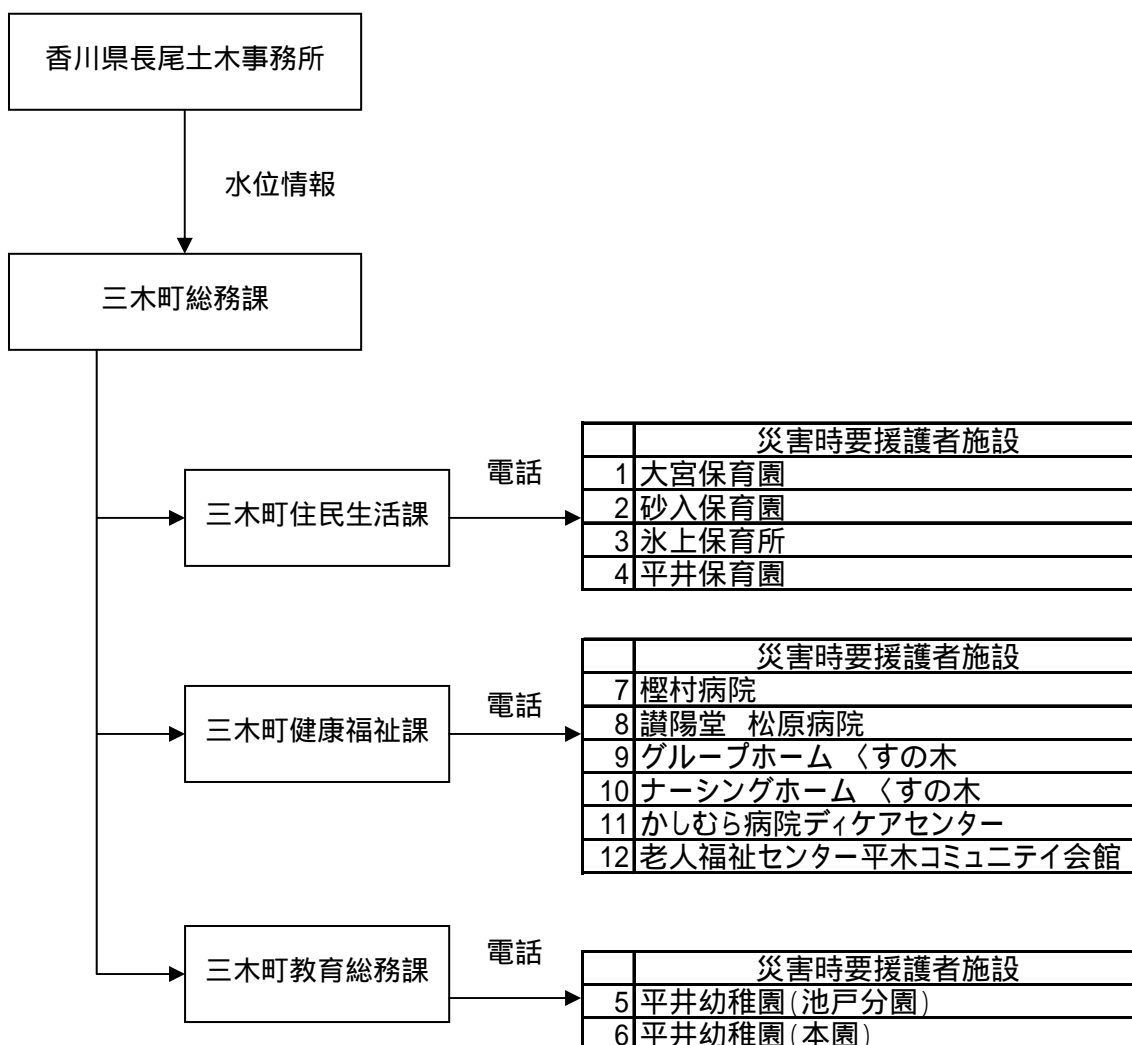
要援護者施設(主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの)については、次の用途に供される施設及びこれらと同類と認められる施設とする。

病院、診療所又は助産所(入院病床を有するものに限る。)

老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設

幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

【新川洪水予報等の情報伝達経路図】



資料 2 - 4 - 1 ため池重要水防区域

堰 堤 名	関 河 川 係 名	規 模			水防 管理 分団	関係土 地改良 事務所	重 要 水 防 区 域 (h a)	予 想 さ れ る 危 険	対 策 水 防 工 法	備 考
		堤 長 (m)	堤 高 (m)	貯 水 量 (千 t)						
男井間池	新 川	290	9.7	956	1	東 讃	361	漏水決壊	土俵積立・杭打	男井間池水利組合
堀 切 池	"	300	6	96	4	"	35	"	"	堀切池水利組合
平木尾池	"	396	6	188	1	"	47	"	"	平木尾池水利組合
小川下池	吉 田 川	156	27	600	"	"	200	"	"	小川下池水利組合
五分一池	新 川	130	7	25	1	"	9	"	"	(代)山地克己
鳥打大池	"	127	5	38	5	"	11	"	"	鳥打大池水利組合
岩川下池	"	105	13	78	1	"	9	"	"	岩川池水利組合
大 谷 池	"	157	7	43	4	"	11	"	"	山大寺池土地改良区
二 ツ 池	吉 田 川	137	13	123	3	"	51	"	"	田中二ツ池水利組合
渡 池	新 川	75	12	36	4	"	30	"	"	奥ノ堂池渡池水利組合
奥ノ堂池	"	175	13	240	3	"	48	"	"	"
下 池	"	170	12	166	1	"	67	"	"	井上二ツ池水利組合
女井間池	"	268	4	129	1	"	30	"	"	女井間池水利組合
国 下 池	鴨 部 川	480	3	403	6	"	62	"	"	国下池水利組合
藤 池	吉 田 川	170	7	63	4	"	32	"	"	藤池水利組合
宝 池	新 川	459	5	26	5	"	39	"	"	宝池水利組合
揺 木 池	"	85	6	41	4	"	15	"	"	(代)松岡昭夫
山大寺池	"	360	12	354	"	"	122	"	"	山大寺池土地改良区
二股下池	"	97	8	54	2	"	50	"	"	二股土地改良区
二股上池	"	217	16	606	"	"	50	"	"	"
五郎左衛門池	"	61	5	14.5	1	"	10	"	"	(代)三谷春美
新 池	鴨 部 川	73	46	10		"	7	"	"	生駒豊

資料 2 - 7 - 1 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定

高松空港事務所長及び高松市長、三木町長、綾川町長は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ。）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、高松空港事務所（以下「甲」という。）と高松市、三木町、綾川町の各消防機関（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

（1）緊急事態の種類

（2）航空機の種類及び搭乗人員

（3）緊急事態発生の場所及び時刻

（4）消防隊及び救急隊の到着すべき場所

（5）その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、その旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に

通報するものとする。

(訓練)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する経過を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に到着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(協議)

第9条 この協定の遂行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議するものとする。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲乙協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

(附則)

- 1 この協定は、平成18年8月1日から実施する。
- 2 平成元年12月16日付の「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」については、廃止する。

甲 国土交通省 大阪航空局 高松空港事務所 高松空港長

乙 高松市長、三木町長、綾川町長

資料 2 - 9 - 1 異常気象時における道路通行規制基準

【一般国道】

路線名	担当事務所	規制区間			交通量 #(台/日)	規制条件(通行止)		迂回路
		所在地	距離標	延長		気象等基準値	危険内容	
国道 193号	長尾	木田郡三木町中山 木田郡三木町下所	0.0 ~ 3.6	3.6	4,000	積雪深200mm	積雪	主志度山川線

【主要地方道】

路線名	担当事務所	規制区間			交通量 #(台/日)	規制条件(通行止)		迂回路
		所在地	距離標	延長		気象等基準値	危険内容	
小蓑前田東線	長尾	木田郡三木町下所 木田郡三木町朝倉	0.1 ~ 9.5	9.4	700	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深200mm	落石 土砂崩壊 積雪	国道 193号

【一般県道】

路線名	担当事務所	規制区間			交通量 #(台/日)	規制条件(通行止)		迂回路
		所在地	距離標	延長		気象等基準値	危険内容	
多和三木線	長尾	木田郡三木町広野 木田郡三木町鹿庭	0.6 ~ 5.6	5.0	100	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深200mm	落石 土砂崩壊 積雪	主志度山川線
鹿庭奥山線	長尾	木田郡三木町鹿庭 木田郡三木町堂ヶ平	1.0 ~ 9.2	8.2	200	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深200mm	落石 土砂崩壊 積雪	国道 193号
太田上町志度線	長尾	さぬき市志度八丁地 木田郡三木町立石	10.1 ~ 12.9	2.8	400	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	落石 土砂崩壊	迂回路なし

資料 2 - 1 0 - 1 危険物施設

【完成検査済証交付施設】

(平成 21 年 12 月 25 日現在)

区 分		三木町
製造所		0
貯蔵所	屋内貯蔵所	7
	屋外タンク貯蔵所	5
	特定屋外タンク貯蔵所	0
	屋内タンク貯蔵所	0
	地下タンク貯蔵所	1 3
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	7
	屋外貯蔵所	1
	小 計	3 3
取扱所	給油取扱所	2 1
	第一種販売取扱所	0
	第二種販売取扱所	0
	移送取扱所	0
	一般取扱所	5
	小 計	2 6
総 計		5 9
事 業 所		5 9

資料 2 - 1 0 - 2 高圧ガス関係事業所

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

	高圧ガス製造事業所数(第一種)						高圧ガス貯蔵所数(第一種)					高圧ガス 販売業者数		
	一般高圧ガス						液化 石油 ガス	冷凍 ガス	可燃性 ・ 毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	一般消費者用液 化石油ガス
	小 計	可燃性 ・ 毒性	可燃性	毒性	酸素	その他								
三木町	2	0	0	0	1	1	1	3	0	0	0	1	0	4

資料 2 - 1 0 - 3 火薬類関係営業所

(平成 21 年 3 月 31 日現在)

区分	火薬類 製造所 (煙火)	火薬類販売事業者						火薬庫						
		計	一 般	猟 用	競技用	煙火	信号用	計	一 級	二 級	三級	煙火	庫外	
三木町	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料 2 - 1 0 - 4 毒物劇物営業者

(平成 20 年 12 月 31 日現在)

	一般販 売業	農 業 用 品 販売業	特定品目 販売業	電気めっ き事業	金属熱処 理事業	運送事 業	しろあり 防除事業	製造業	輸入業	計
東讃保健所	67	22	2	3	1	1	0	13	2	111

資料 2 - 1 5 - 1 雨量観測所

番号	雨量観測所名	所 在	種 別	観 測 機 関	電 話 番 号
1	三 木 雨量観測所	三木町大字氷上	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
2	中 山 "	" 奥山	"	"	"
3	吉 田 川 観 測 所	" 田中	自記	香川用水土地改良区	087-822-0155

資料 2 - 1 5 - 2 水位観測所

(単位：m)

番号	量水標名称	河川名	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位 (特別警戒 水位)	位置	種別	観測機関
1	平木橋	新川	0.7	1.9	1.95	三木町大字平木	元メタ	長尾土木事務所
2	井戸川橋	鴨部川	0.9	1.4	-	さぬき市昭和	"	長尾土木事務所
3	吉田川	吉田川	0.9	1.8	-	高松市十川西町	"	高松土木事務所

資料 2 - 1 5 - 3 水防倉庫等一覧

番号	水防管理 団体	対象河川海岸	設置箇所		構造	摘要
			市町	大字		
1	三木町	新川	三木町	平木 206- 1	平屋建	長尾土木事務 所管内
2	"	"	"	氷上 1989	"	
3	"	鴨部川	"	井戸 2616-1	"	

資料 2 - 1 5 - 4 消防団現勢

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

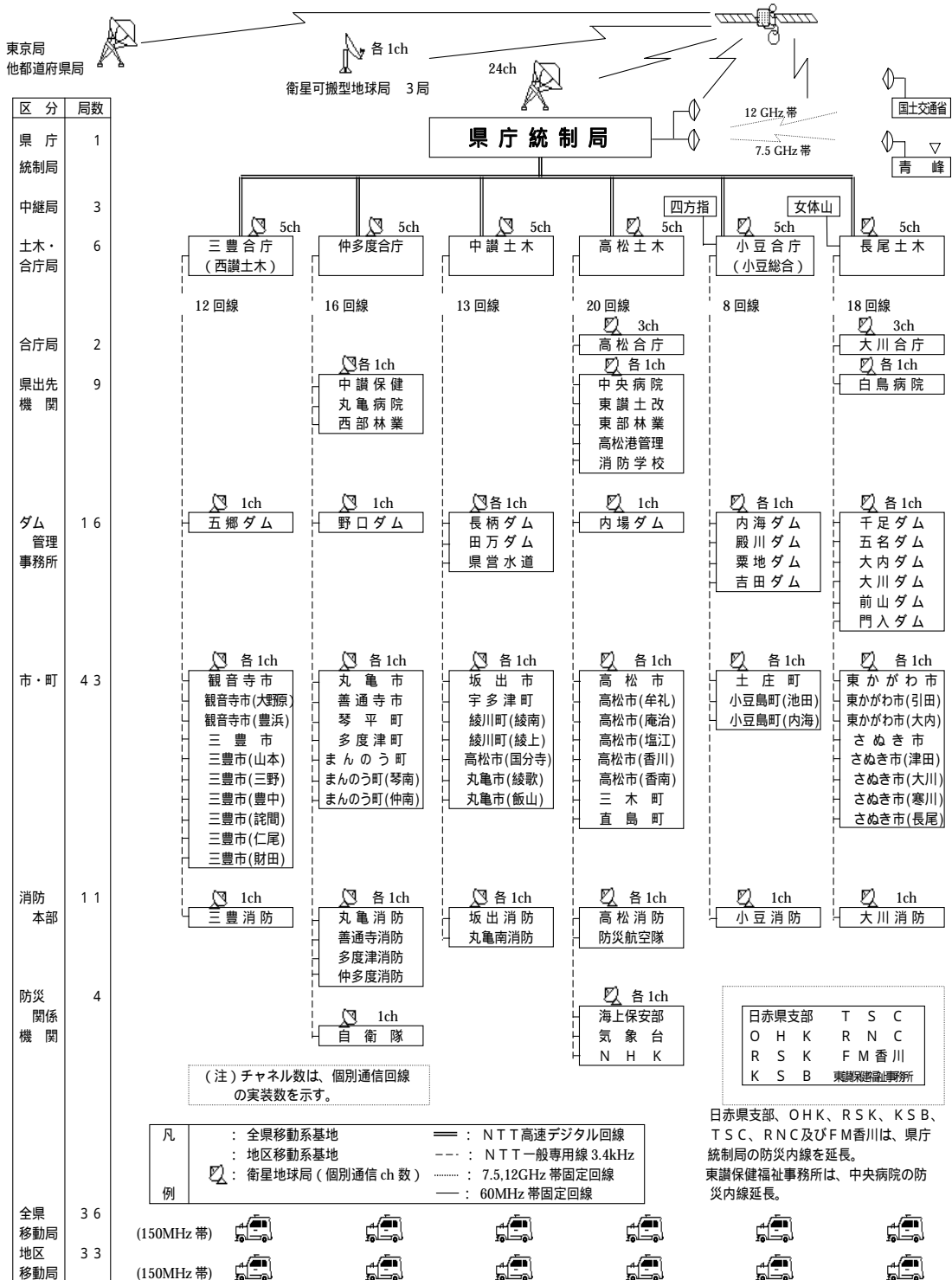
区分	分 団 数	消 防 団 員								条 例 定 員	普 通 消 防 ボ ン プ 自 動 車	水 槽 付 消 防 ボ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ボ ン プ 積 載 車	小 型 動 力 ボ ン プ	化 学 消 防 自 動 車	指 揮 車	計
		実 員															
		団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計								
三木町	6	1	3	6	8	13	32	167	230	230	8	0	5	4	0	0	17

資料 2 - 1 5 - 5 消防水利の現況

(平成 22 年 1 月 1 日現在)

区分	合計 A ~ F の計	消火栓 A	計				公設				私設				そ の 他
			防火水槽			井戸	防火水槽			井戸	防火水槽			井戸	
			100m 以上	40 ~ 100m 未満	20 ~ 40 m 未満		100m 以上	40 ~ 100m 未満	20 ~ 40 m 未満		100m 以上	40 ~ 100m 未満	20 ~ 40 m 未満		
	B	C	D	F											
三木町	386	362		14	10			2	2			12	8		

資料 2 - 1 5 - 6 香川県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）回線構成図



資料 2 - 15 - 7 町防災無線通信施設

【同報無線】

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

	整備方法	免許区分	設置場所	局数			
				親局	中継局	同報子局	
						屋外方式	戸別方式
三木町	単独	防災行政用	町役場	1		30	-

【移動無線】

(平成 19 年 4 月 1 日現在)

	整備方法	免許区分	基地局数	中継局数	移動局数								計
					形態別			設置場所別					
					車載型	可搬型	携帯型	役場等	公共施設	職員宅	消防機関 (消防団)	その他	
三木町	単独	防災行政用	1		18		18	車 5 携 1			車 13 携 17		36

資料 2 - 1 6 - 1 香川県消防相互応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

(区域及び対象)

第 2 条 この協定の実施区域は、香川県全域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、「災害等」とは、大規模災害、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

(応援の種別)

第 4 条 この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の子町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

(応援要請の方法)

第 5 条 応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして受援側の市町等の長（以下「受援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

2 普通応援で出動した場合、受援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

3 特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第1項各号の事項を明記した文書を応援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式2）（別紙様式1）を受援側の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第6条 前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出勤人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第7条 受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第8条 応援隊の指揮は、消防組織法第24条の4の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

（応援隊の報告）

第9条 応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第10条 応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。
- (3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

2 前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

（改廃）

第11条 この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

(委任)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書 49 通を作成し、記名押印のうえ各 1 通を保有する。

昭和 61 年 12 月 1 日

5 市長、38 町長、6 事務組合管理者

資料 2 - 16 - 2 香川県防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第 1 条 この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合(以下「市町等」という。)が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第 2 条 この協定の実施区域は香川県全域とする。

(災害の範囲)

第 3 条 この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

(応援要請)

第 4 条 この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等(以下「発災市町等」という。)の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動

2 応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当(以下「防災航空隊」という。)に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害等の種類
- (2) 災害等の発生場所及び被害の状況
- (3) 災害等発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第 5 条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員(以下「隊員」という。)の指揮は、発災市町等の消防長(消防本部を置かない町にあっては当該町長)が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定(以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。
2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成6年4月1日

県知事、5市長、38町長、6事務組合管理者

資料 2 - 1 6 - 3 防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運行体制

- 1 運航基地 香川県香川郡香南町岡（高松空港） 四国航空(株)内
- 2 運航日数 365 日勤務
- 3 運航時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（緊急時は、日の出から日没まで）
- 4 隊の構成 航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）8 名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

5 運航管理

総 括 管 理 者	運航管理責任者	防災航空担当	
（防災局長）	（危機管理課長）	（危機管理課担当）	防災航空隊

安全管理など運航につ
いての総括管理

運行計画、機体管理、緊急
運航の指示等

運航管理責任者の
補佐

消防防災活動等

6 活動別搭乗人員

区分		職種			航空隊員の役割
		操縦士	整備士	航空隊員	
航空隊員の常駐人員		1 名	1 名	5～6 名	
へり活動時の搭乗人員	救急活動	1 名	1 名	2～4 名	活動内容により要員を決定する。
	救助活動	1 名	1 名	4 名	機内安全要員 1 名 機内操作要員 1 名 降下要員 2 名
	火災防御活動	1 名	1 名	2 名	機内安全要員 1 名 散水操作要員 1 名
	その他活動	1 名	1 名	1～5 名	活動内容により要員を決定する。
休日体制		1 名	1 名	5～6 名	
夜間体制		-	-	-	

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

1 防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 救急活動
- (2) 救助活動
- (3) 災害応急対策活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防対策活動
- (7) 消防防災訓練活動
- (8) 一般行政活動
- (9) その他総括管理者が必要と認める活動

2 災害別活動内容（緊急運航）

救 急	「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救 助	高層ビル等火災における救助 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災 害 応 急 対 策	被災状況の偵察、情報収集活動 救援物資、人員、資機材等の搬送 その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火 災 防 御	偵察、情報収集活動 林野火災における空中消火 資機材等の搬送 その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の1～3のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1 事故等の目撃者等から一(1)から(11)のいずれかの症例等の119番通報があり、受信した指令課(室)員が、二に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合

一 症例等

(1) 自動車事故

- イ 自動車からの放出
- ロ 同乗者の死亡
- ハ 自動車の横転
- ニ 車が概ね50cm以上つぶれた事故
- ホ 客室が概ね30cm以上つぶれた事故
- ヘ 歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故

(2) オートバイ事故

- イ 時速35km程度以上で衝突した事故
- ロ ライダーがオートバイから放り出された事故

(3) 転落事故

- イ 3階以上の高さからの転落
- ロ 山間部での滑落

(4) 窒息事故

- イ 溺水
- ロ 生き埋め

(5) 列車衝突事故

(6) 航空機墜落事故

(7) 障害事件(撃たれた事件、刺された事件)

(8) 重傷が疑われる中毒事件

(9) バイタルサイン

- イ 目を開けさせる 覚醒させる ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(ジャパンコーマスケールで30以上)
- ロ 脈拍が弱くてかすかしかふれない、全く脈がないこと
- ハ 呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
- ニ 呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと

(10) 外傷

- イ 頭部、頸部、軀幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
- ロ 2ヶ所以上の四肢変形又は四肢 手指、足趾を含む。 の切断
- ハ 麻痺を伴う肢の外傷
- ニ 広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
- ホ 意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
- ヘ 意識障書を伴う外傷

(11) 疾病

- イ けいれん発作
- ロ 不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
- ハ 新たな四肢麻痺の出現
- ニ 強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）

二 地理的条件

- (1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用する方が、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
 - (2)(1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事実発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること
- 2 1に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合
- 3 現場の救急隊員から要請がある場合

災害時における救援物資提供に関する協定書

木田郡三木町（以下「甲」と言う。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第 2 条 町内に震度 5 弱以上の地震又は同等以上の災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったときは、乙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。

（申請の手続）

第 4 条 甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

（期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申出がない限り同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、1 か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各 1 通を保有する。

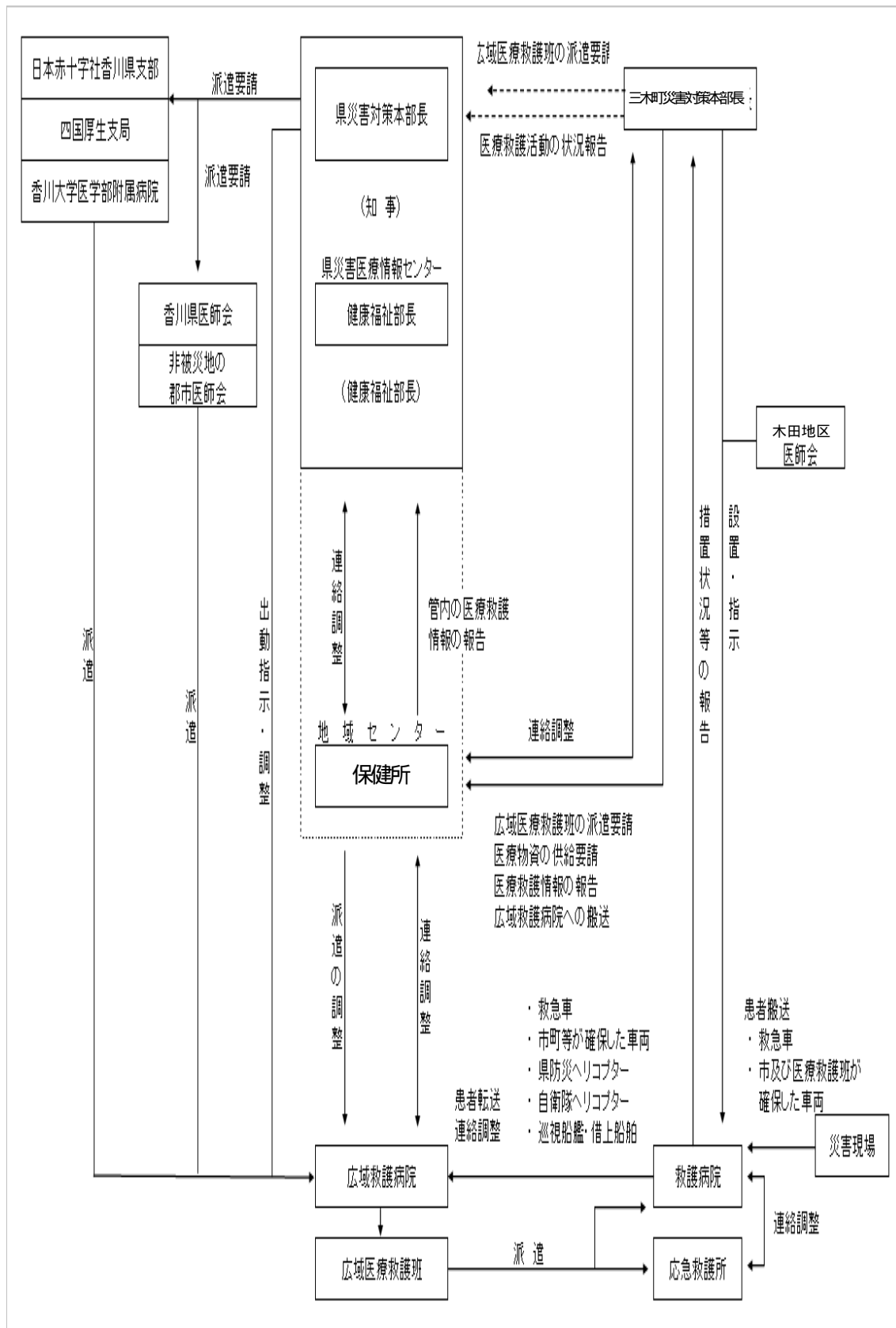
平成 18 年 1 月 23 日

甲 木田郡三木町 三木町長

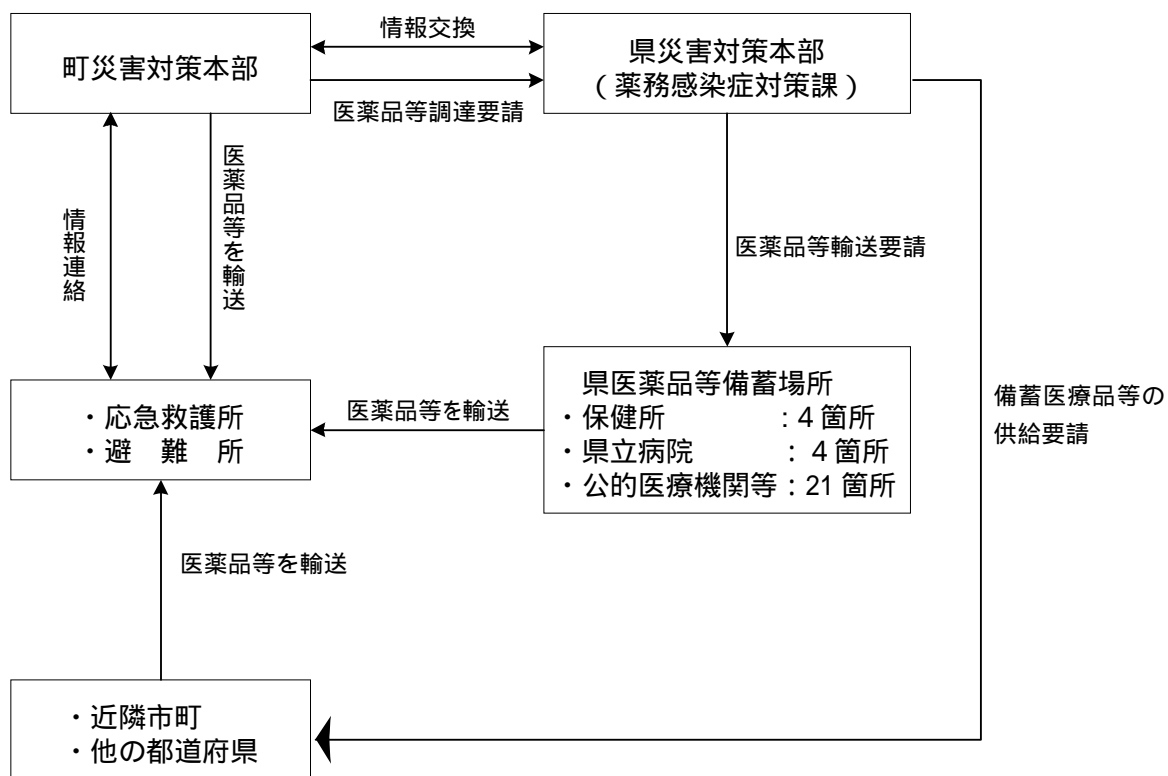
乙 香川県高松市春日町 1 3 7 8 番地

四国コカ・コーラボトリング株式会社 専務取締役営業本部長

資料 2 - 17 - 1 大災害時の医療救護体制



資料 2 - 1 7 - 2 災害時用備蓄医薬品等の確保系統図



各備蓄機関においては、保有する車両等で被災地の医療救護施設まで搬送する。
 県は各備蓄機関からの要請により、緊急輸送が可能な方法または手段を確保する。

香川県医療救護計画

第 1 医療救護計画の目的

災害及び大規模事故等から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

第 2 医療救護計画策定の基本的な考え方

1 医療救護計画の策定

- (1) 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期するため、医療救護計画を策定する。
- (2) 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域医療救護班の編成、出動等の計画を策定する。
- (3) 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設（広域救護病院を除く。）の整備について市町ごとの実情に従い医療救護計画を策定する。
- (4) 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図る。
- (5) 医療救護計画は、平常時の救急医療体制が十分機能しないことを前提として策定する。

2 医療救護施設及び対象者

- (1) 医療救護施設は、市町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の 3 種類とする。
- (2) 医療救護の対象者は、直接災害による負傷者、災害時における救急患者等とする。
 - ア 直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類する。
 - 重症患者 手術等緊急治療を必要とする者
 - 中等症患者 入院治療を必要とする者
 - 軽症者 上記以外の者で外来治療で可能な者
 - イ 災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者、及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者とする。

3 必要な体制の整備

- (1) 県及び市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、必要な体制整備に努める。
- (2) 医療救護体制は、医療機関や医師会等関係機関の協力の下に整備する。
- (3) 地域住民は、自分で自分を守るための家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

4 その他

- (1) 医療救護の期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでの間とする。
- (2) 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定若しくは現行保険制度その他により取り扱う。
- (3) 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定により取り扱う。

第 3 県医療救護計画

1 計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域的な医療救護計画を策定する。

香川県医療救護計画は、香川県地域防災計画に記載している医療救護計画について具体化した計画であり、香川県地域防災計画の修正、県内医療体制の変更等、必要に応じて修正を行うものとする。

2 計画の内容

(1) 香川県災害医療救護活動連絡会の設置

県は、迅速かつ効果的な医療救護活動が実施できるよう、関係機関の連携を図るため香川県災害医療救護活動連絡会を設置する。

連絡会は、次に掲げる内容について協議を行う。

- ア 災害時における医療救護活動に関すること
- イ 災害時における関係各機関との連絡及び調整方法に関すること
- ウ 傷病者等の搬送に関すること
- エ 合同訓練に関すること
- オ 医薬品等の備蓄に関すること
- カ その他連絡会が必要と認めること

(2) 医療救護体制

医療救護活動は、香川県災害対策本部、県保健福祉事務所及び小豆総合事務所（以下「県保健福祉事務所等」という。）市町、DMAT（ ）、災害拠点病院、広域救護病院、広域救護班、救護病院、応急救護所、(社)香川県医師会医療救護班、(社)香川県薬剤師会薬剤師班、(社)香川県接骨師会災害支援班等の関係者の密接な連携のもとに行うものとする。

それぞれの機関の役割等は以下のとおりとする。（救護病院、応急救護所については、市町医療救護計画の作成指針に記載）。

ア 香川県災害対策本部

(ア) 健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

的確な医療救護活動を行うため、応急救護所の設置状況や、医療救護施設等の被災状況等を医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により情報を収集し、必要に応じて県民を含め関係者に対しての情報提供を行う。

b 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、DMAT指定病院に対し、被災現場や災害拠点病院へのDMATの派遣を要請する。

DMAT（ディーマット）とは

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

c 広域救護班の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、広域救護病院に対し、応急救護所や救護病院への広域救護班の派遣を要請する。

d (社)香川県医師会・(社)香川県接骨師会への応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県医師会、(社)香川県接骨師会に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請する。

e 国等への応援要請

県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。また、他県のDMAT等の受入調整を行うほか、日本赤十字社香川県支部と連絡をとりながら、国、他の都道府県の医療救護班の派遣先を調整する。

f 広域医療搬送の手配

県内広域医療搬送の手配、及び県外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図りながら受入先医療機関などとの調整を行う。

g 医療救護活動の調整等

広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

h その他必要な事項

(f) 健康福祉部薬務感染症対策班

健康福祉部薬務感染症対策班は、健康福祉部医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a 情報収集

医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により、医療救護施設及び避難所における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集する。

b 医薬品の確保供給

市町災害対策本部等からの要請があった場合、県が備蓄している医薬品等を応急救護所及び避難所に供給するとともに、必要がある場合は、香川県医薬品卸業協会及び香川県医薬品小売商業組合に対し供給を要請する。

また、必要な輸血用血液の供給が行えるよう香川県赤十字血液センターと連携して調整を行う。

c (社)香川県薬剤師会への応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県薬剤師会に対し、応急救護所等への薬剤師班の派遣を要請する。

d 他都道府県への応援要請

輸血用血液及び医薬品等について、県内の備蓄だけでは対応できないと判断した場合は、関係機関と連携して他の都道府県に応援要請を行うとともに、受入調整を行う。

e その他必要な事項

イ 県保健福祉事務所等

県保健福祉事務所等は、健康福祉部医務国保班のもとで、管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行う。

具体的には、以下の業務を行う。

(f) 情報収集

医療救護活動を支援するため、管内の医療救護施設等の被災状況、医療活動状況の情報を収集し、市町災害対策本部と連携を図りながら、県災害対策本部（健康福祉部

医務国保班)に報告を行うほか、地域住民に情報提供を行う。

(イ) 管内における広域救護班の受入

管内医療救護施設に派遣される広域救護班の受入れについて、市町災害対策本部と連携を図る。

(ウ) 広域医療搬送の手配

管内市町間、管外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図り、市町等への支援を行う。

(I) その他必要な事項

ウ 災害派遣医療チーム(DMAT)

(ア) DMAT指定医療機関の整備

県は、災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣する意思を持ち、DMATの活動に必要な人員(DMAT登録者)、装備を有する医療機関をDMAT指定医療機関に指定する。

(イ) 担当業務

a 被災現場での医療活動

b 広域搬送拠点(SCU)での医療活動

c 県外への広域医療搬送の支援

d 災害拠点病院等の支援

e 県内での広域医療搬送の支援

f 医療活動の記録並びに県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告

(ウ) DMATの派遣要請

市町災害対策本部からの派遣要請に基づき、県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)が、DMAT指定医療機関の長に対し、派遣要請を行う。

ただし、甚大な災害等、その事態に照らし緊急を有すると判断される場合は、市町災害対策本部からの要請を待たずに、県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は派遣要請を行う。

(I) 後方支援

県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、DMATに係る移動手段等について、支援・調整を行う。

エ 災害拠点病院

(ア) 災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定は知事が行う。その数は「地域災害医療センター」を二次保健医療圏毎に1か所、「基幹災害医療センター」を県で1か所とする。

(イ) 施設設備

施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者の受入及び処置

c 病院支援(応急資器材の貸し出し等)

d 広域医療救護班の派遣

e 県内・県外広域医療搬送の支援

f 死体の検案

g 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告

h その他必要な事項

(I) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。

(f) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(g) 医療救護活動の報告等

災害拠点病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

オ 広域救護病院

(ア) 広域救護病院の指定

広域救護病院の指定は知事が行う。その数は、二次保健医療圏毎に2か所以上とする。指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者の受入及び処置

c 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置

d 広域医療救護班の派遣

e 県内広域医療搬送の支援

f 死体の検案

g 医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

h その他必要な事項

(I) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度4月末までに知事に報告する。

(f) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(g) 医療救護活動の報告等

広域救護病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

カ 広域医療救護班

広域医療救護班は、広域救護病院の医療スタッフをもって次により設置する。

(ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

なお、必要に応じ、県災害対策本部(健康福祉部薬務感染症対策班)を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 班設置数の基準

医師数 19 人以下の病院	1 班編成
医師数 20 人～29 人以下の病院	2 班編成
医師数 30 人以上の病院	3 班編成

(ウ) 広域医療救護班の要請

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

医療救護施設 ↔ 市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、広域救護病院に対し、広域医療救護班の派遣を要請する。

(I) 広域医療救護班の出動

班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動する。

(A) 広域医療救護班の活動

班は、次の担当業務について、出動先の医療救護施設の指揮者の指示に基づき活動する。

- a トリアージ
- b 傷病者に対する応急処置の実施
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(カ) その他

班を編成する病院等は、あらかじめ次の項目を含んだ広域医療救護班設置要綱を作成するとともに、班の編成要員について、毎年度4月末までに知事に報告する。

- a 班の編成要員
- b 班の設置数
- c 機動力のある交通手段の確保(2輪車等)
- d 携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保
- e 医療セットの備蓄

キ (社)香川県医師会医療救護班

県災害対策本部は、(社)香川県医師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ア) 班の編成

班は、原則として医師1名、看護師3名、補助者2名の6名編成とする。

なお、必要に応じ県災害対策本部(健康福祉部薬務感染症対策班)を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) (社)香川県医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

医療救護施設 ↔ 市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ウ) (社)香川県医師会医療救護班の活動

医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ク （社）香川県薬剤師会薬剤師班

県災害対策本部は、（社）香川県薬剤師会との「災害発生時における薬剤師班派遣に関する協定書」に基づき、必要に応じて、薬剤師班の派遣を要請する。

(ア) 薬剤師班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

広域医療救護班及び（社）香川県医師会医療救護班 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県薬剤師会薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県薬剤師会薬剤師班の活動

薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所（市町が設置する応急救護所、避難所等）において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ケ （社）香川県接骨師会災害支援班

県災害対策本部は、（社）香川県接骨師会との「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、災害支援班の派遣を要請する。

(ア) （社）香川県接骨師会災害支援班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ↔ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県接骨師会災害支援班の派遣を要請する。

(イ) （社）香川県接骨師会災害支援班の活動

接骨師会災害支援班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

コ 海上からの広域的な医療救護体制

(ア) 診療船の指定

巡回診療船「済生丸」を指定する。

指定に当たって知事は、当該診療船の管理者と協議する。

(イ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該診療船の施設設備をもってこれにあてる。

(ウ) 担当業務

a トリアージ

b 重症患者及び中等症患者への応急措置

c 軽症者の処置

d 海路を利用した患者搬送

e 死体の検案

f 医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告

g その他必要な事項

(I) 医療スタッフ

知事は、当該医療船の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

サ 人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入が可能な医療機関を把握する。

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、収集した情報について、県保健福祉事務所等及び市町災害対策本部に提供し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者への医療提供の支援を行う。

(3) 重症患者の広域医療搬送

ア 県内広域医療搬送

地域内だけで治療や受入のできない重症患者の広域医療搬送は、次による。

(ア) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力等を勘案して、当該救護施設の責任者が行う。

(イ) 搬送要員

搬送要員については、県及び市町災害対策本部、救護施設の管理者等が協議して、その要員の確保を図る。

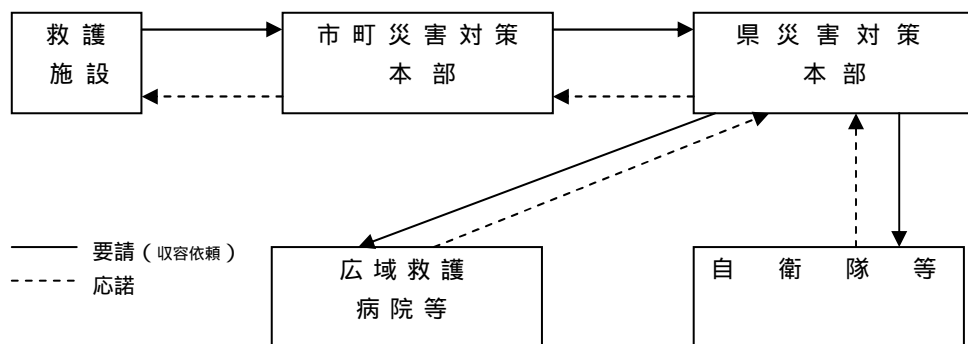
(ウ) 搬送の実施

搬送は、県地域防災計に基づき、船舶・ヘリコプター所有機関との連携のもと、必要な搬送手段を確保して実施する。

なお、患者の収容、搬送にかかるヘリポートについては、県地域防災計画参考資料に掲げる最寄りのヘリポートとする。

(I) 搬送にかかる連絡方法

搬送にかかる連絡方法は、次のとおりであるが、連絡に当たっては、負傷の程度、搬送人員、搬送先等必要な情報の伝達を、正確かつ迅速に行う。



イ 県外広域医療搬送

県災害対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を、自衛隊等に要請し、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。

(ア) 広域搬送医療拠点（SCU）の設定・整備

県は、広域搬送医療拠点（SCU）設置場所を設定する。

設定に当たって、知事は当該施設管理者と協議する。

(イ) 搬送患者の選定

県外広域医療搬送患者は、広域救護病院もしくは、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定することを原則とする。

(ウ) 搬送要員

搬送要員については、県がDMAT指定病院及び災害拠点病院と協議のうえ、その要員の確保を図る。

(I) 搬送の実施

県外広域医療搬送患者は、広域搬送拠点を經由して行うことを原則とし、広域搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

搬送は、県地域防災計に基づき、船舶・ヘリコプター所有機関との連携のもと、必要な搬送手段を確保して実施する。

SCU(エスシーユー)とは

ステージング・ケア・ユニットの略で、広域医療搬送拠点におき、患者の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための臨時医療施設。

3 情報の収集・提供

県は、救急医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため「広域災害・救急医療情報システム」を運用するなど、医療救護活動状況等の把握に努め、県民への情報提供に努める。

(1) 医療救護活動状況の把握

ア 「広域災害・救急医療情報システム」の災害運用切替

県は、「広域災害・救急医療情報システム」運用基準に基づき、災害運用切替を行い、医療機関等の状況を把握する。

イ 医療機関

広域救護病院等は、県の災害運用切替を受けた場合、直ちに院内の状況等を把握し、システムを利用して情報を県災害対策本部へ提供する。

ウ 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内の救護所設置場所、医療救護施設等医療機関の被災状況等について、県への連絡を発災後直ちに行う。

また、医療救護活動状況の県への報告を適宜行う。

(2) 医療救護活動状況の情報提供

県及び市町は、医療救護に関する情報を、県民、市町民に対し適宜提供するものとする。

第4 市町医療救護計画の作成指針

1 計画の策定

市町は、本指針に基づき地域の実情にあわせた医療救護計画を策定する。

2 計画策定の基本的な考え方

(1) 市町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。

(2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。

(3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。

(4) 医療救護施設(広域救護病院を除く。)における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

3 市町医療救護計画の内容

(1) 医療救護施設

市町は、応急救護所、救護病院をそれぞれの地域の実情に応じてあらかじめ設置する。

ア 応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(ア) 設置及び組織

市町長が診療所または避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師 1 名、看護師 3 名、補助者 2 名をもって 1 班の医療チームとして編成する。

市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(イ) 担当業務

- a トリアージ
- b 重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置
- c 救護病院等への患者搬送の支援
- d 助産活動
- e 死亡の確認及び死体の検案
- f 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
- g その他必要な事項

(ウ) 運営

市町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(I) 施設設備

a 既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。

b 応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

テント

4 方幕付鉄骨テント 6 坪用 (19.8 m²)

救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

ベット等

折りたたみベッド、担架、発電機 (2kw 照明用) 病衣、雑備品

c 応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

イ 救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

- (ア) 設置及び組織
 - a 市町長は、一般病床を有する既存の病院で2次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。
 - b 組織は、既存病院の組織をもってあてる。
 - c 市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。
- (イ) 担当業務
 - a トリアージ
 - b 重症患者の応急処置
 - c 中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
 - d 広域救護病院等への患者搬送
 - e 助産活動
 - f 死体の検案
 - g 医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告
 - h その他必要な事項
- (ウ) 運営
 - a 救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
 - b 救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。
- (エ) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。
- (2) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。
- (3) 搬送体制

市町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

 - ア 搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

 - (ア) 被災場所から、市町内の医療救護施設に搬送する場合
 - (イ) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
 - (ウ) 市町内の医療救護施設から、同一市町内の他の医療救護施設へ搬送する場合
 - (エ) 市町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）
 - イ 搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

 - (ア) 人力による方法
 - (イ) 車両による方法
 - (ウ) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）

(I) ヘリコプター等航空機による方法

ウ 搬送の実施

市町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、市町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

(4) その他

ア 市町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

イ 市町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難しい場合には、地域の実情に応じて対応する。

第5 医薬品等及び輸血用血液の確保計画

医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液が不足した場合に備えて、その確保を図るための供給体制は別に定める。

第6 医療施設の応急復旧計画

1 県及び市町

県及び市町は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、電力供給会社、都市ガス供給会社、プロパンガス供給業者と協議し、優先確保の対策を定めておく。

2 医療機関におけるライフラインの応急復旧

最寄りの関係機関の所在地及び電話番号等の連絡表を作成しておき、ライフラインの確保に努める。

また、ライフラインの復旧に時間を要することも勘案し、給水タンクの設置、自家発電装置の整備等に努める。

(1) 上下水道

市町に協力を求め、配管の仮設等による応急給水・排水の確保。

(2) 電力

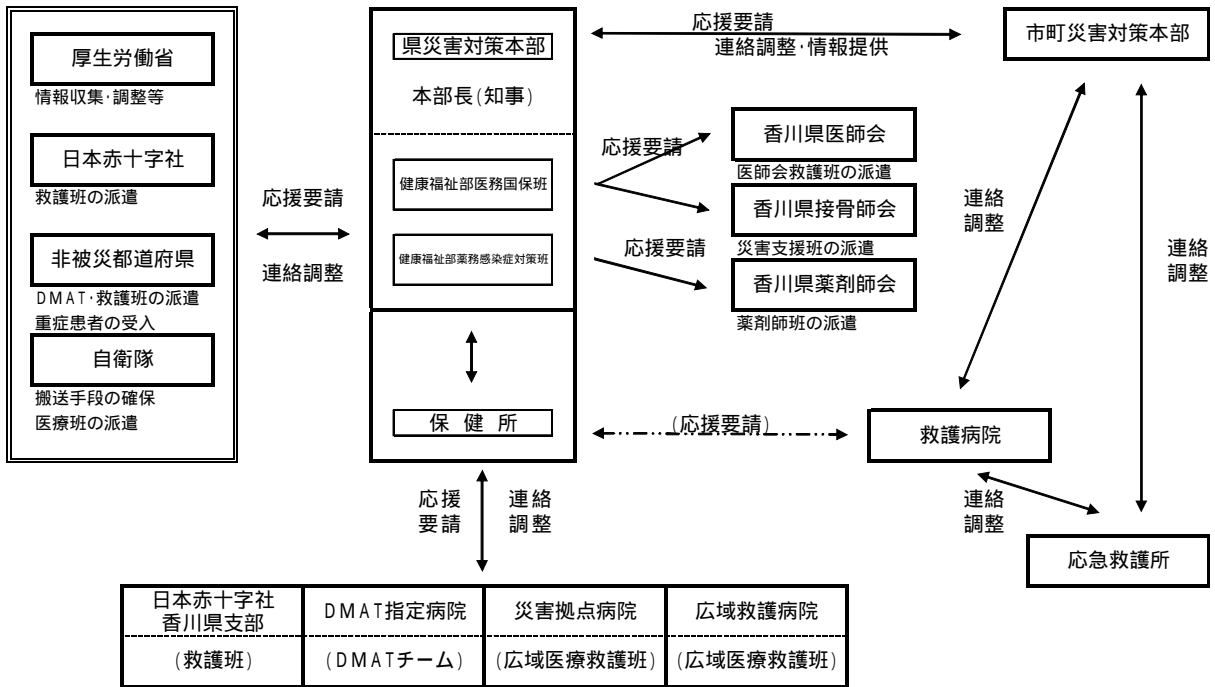
四国電力(株)等に協力を求め、電力供給の確保。

(3) ガス

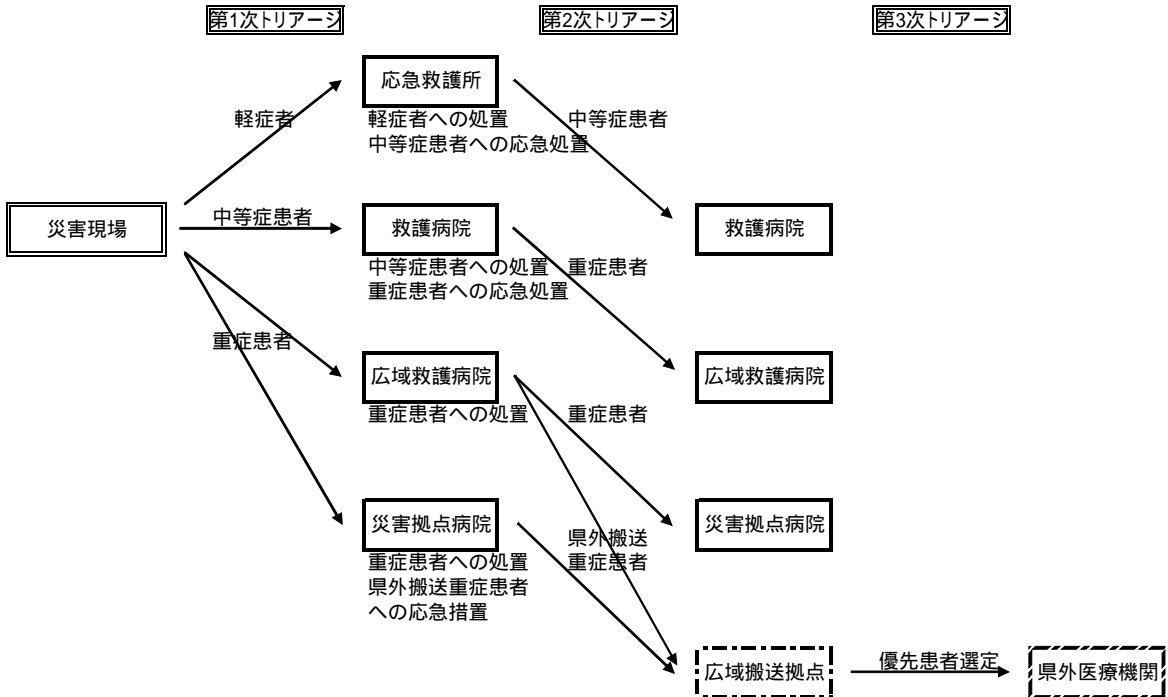
都市ガスについては、四国ガス(株)等に協力を求め、都市ガスの確保。

プロパンガスについては、最寄りの業者に協力を求め、優先供給についての確保。

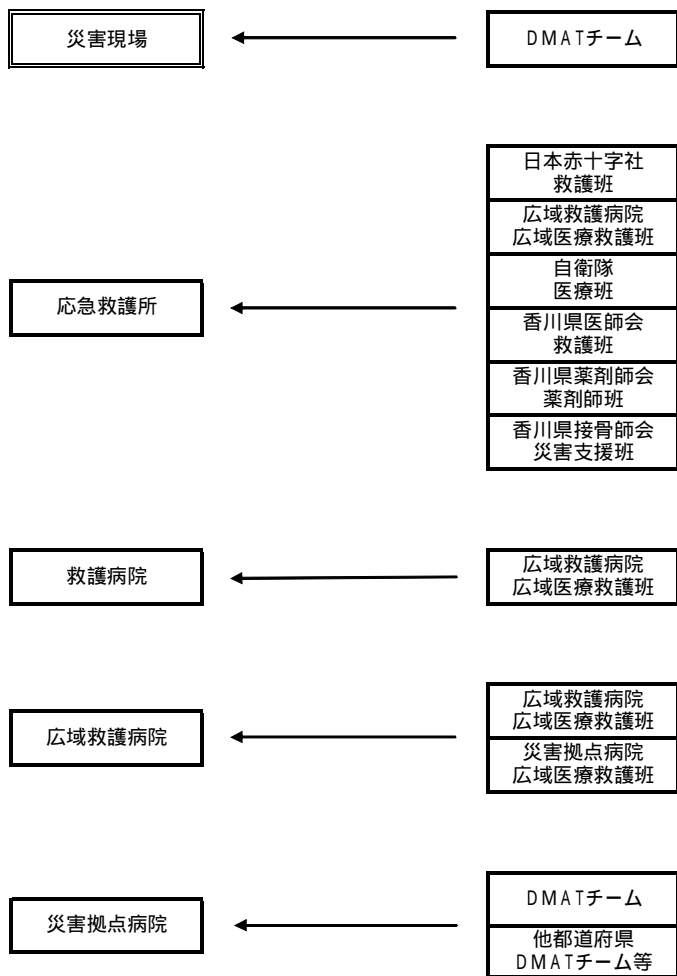
大災害時の連絡調整体制



大災害時の負傷者の流れ



大災害時の応援体制



資料 2 - 17 - 4 災害時における医療救護活動に関する協定書

三木町（以下「甲」という。）と社団法人木田郡医師会（以下「乙」という。）は、三木町内における災害時の医療救護活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、三木町地域防災計画及び三木町医療救護計画に基づき、甲が行う災害時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認められるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請する。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

3 乙は災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、事前に医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が災害現場の避難所等に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施する。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

負傷の程度の判定（トリアージ）

傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

応急的助産活動

死亡の確認、死体の検案

医療救護活動の記録及び三木町災害対策本部への報告

前各号に掲げるもののほか、避難所の巡回医療救護その他の医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第5条 医療救護班に対する指揮命令は、乙が行う。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に関わる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行う。また、甲は災害緊急時の連絡手段を確保しておく。

（輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うが、甲が早急に対応できない場合には乙が行う。

（医薬品等の供給）

第8条 医療救護活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が関係機関と連携し供給する。

2 前項に規定するもののほか、応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行う。

（救護病院の選定）

第9条 傷病患者等の措置、収容等を行う救護病院の選定は、甲が指定した中から乙が行う。

（医療費）

第10条 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（経費の負担）

第11条 甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の各号に掲げる経費は、甲が負担する。

医療救護班の派遣に伴う経費

医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の経費

防災訓練参加に伴う経費

前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する経費負担の額については、別途甲乙協議の上決定する。

(災害補償)

第12条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、別途甲乙協議の上決定する。

(医療事故の処理)

第13条 応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理する。

2 前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(県及び隣接市町間協議)

第14条 医療救護活動の範囲が隣接市町に及ぶ場合の第8条第2項、第9条、第11条、第12条及び第13条に該当する事項等については、甲と県及び関係隣接市町間で協議決定する。

(有効期間及び更新)

第15条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成18年3月31日までとする。ただし、この協定の期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示のないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

第16条 この協議に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年12月22日

(甲) 香川県木田郡三木町大字氷上310番地
三木町

三木町長 石原 収

(乙) 香川県木田郡三木町大字池戸2991番地2
社団法人木田郡医師会
会長 高田 茂

資料 2 - 1 8 - 2 緊急通行車両の標章及び確認証明書

【緊急通行車両の標章】



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さは、センチメートルとする。

【緊急通行車両確認証明書】

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

資料2 - 19 - 1 避難所一覧

	避難所名	所在地	所有者 (所管)	収容 人員	収容地区名	電 話
1	三木町文化交流プラザ	鹿伏	三木町 (生涯学習課)	1,000	鹿伏・氷上・平木	898-9222
2	平井小学校	平木	" (教育総務課)	1,000	平木・鹿伏・井上	898-0713
3	老人福祉会館あけぼの荘	井上	" (健康福祉課)	200	井上・池戸北部	898-7650
4	保健センター	池戸	"	30	井上・池戸北部	898-5658
5	平井幼稚園池戸分園	"	" (教育総務課)	200	池戸南部	898-0290
6	池戸商工センター	"	" (産業振興課)	300	"	891-0876
7	鹿庭コミュニティセンター	鹿庭	" (生涯学習課)	500	鹿庭	899-1138
8	神山公民館	"	"	300	鹿庭	899-0330
9	旧神山小中学校	奥山	"	200	奥山	899-0254
10	津柳地区コミュニティセンター	"	" (産業振興課)	100	"	899-0013
11	田中公民館	田中	" (生涯学習課)	300	田中・朝倉	898-0504
12	田中小学校	"	" (教育総務課)	600	"	898-0501
13	農業者トレーニング センター	朝倉	" (産業振興課)	300	田中・朝倉・小蓑	898-8212
14	旧小蓑小中学校 屋内運動場	小蓑	" (生涯学習課)	200	小蓑	899-1868
15	農村環境改善センター	氷上	" (産業振興課)	800	氷上・鹿伏・平木	891-3318
16	福祉センター	"	" (健康福祉課)	500	氷上・鹿伏	891-3317
17	氷上小学校	"	" (教育総務課)	1,000	氷上・上高岡	898-0710
18	三木中学校	"	"	1,500	平木・田中・氷上	898-1547
19	地域交流センター	"	" (生涯学習課)	500	氷上・上高岡	891-1321
20	B&G三木海洋センター	上高岡	"	1,500	上高岡・鹿庭	899-1155
21	すぱーく三木 屋内ゲートボール場	"	"	80	"	899-1155
22	ウォーキングセンター	下高岡	" (産業振興課)	200	下高岡	891-1789
23	白山文化センター	"	" (住民生活課)	100	"	898-4708
24	白山教育集会所	"	" (生涯学習課)	100	"	898-9116
25	白山小学校	井戸	" (教育総務課)	800	井戸・下高岡	898-0257

26	井戸教育集会所	"	" (生涯学習課)	100	井戸	898-3851
27	井戸公民館	"	"	300	"	898-6404

資料 2 - 1 9 - 2 避難勧告発令基準

1 避難勧告等発令の種類とタイミング

避難勧告等は次のとおり三類型に分けて発令される。高齢者等の避難に時間を要する方に対して早めの避難行動を促す避難準備情報を新たに新設した。

避難勧告等の三類型

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報 (要援護者避難情報)	要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始する。 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始する。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了する。 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

2 避難勧告等の発令基準

(1) 二級河川(新川)

避難勧告等は、次の基準を参考に、気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	発令基準
避難準備 情報	高松地方気象台から大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発表されている場合に、新川において基準水位観測所(三木町平木橋)の水位がはん濫注意水位(警戒水位)(1.9m)に達し、なお水位が上昇すると予想されるとき
避難勧告	新川において、基準水位観測所の水位が避難判断水位(特別警戒水位)(1.95m)に達し、なお水位が上昇すると予想されるとき 河川管理施設の異常(決壊につながる漏水等)を確認したとき
避難指示	新川において、基準水位観測所の水位が避難判断水位(特別警戒水位)(1.95m)に達し、洪水による災害の発生が予想され、人的被害の発生する可能性が非常に高いと町長が判断した場合は、避難勧告から避難指示に切り替える 河川管理施設の大規模な異常(堤防本体の亀裂、大規模な漏水等)を確認したとき

新川以外の町内の主要河川については、香川県防災情報システム、香川県砂防情報システムによる情報を基に、上記に準じた発令を行う。

(2)土砂災害

避難勧告等は、次の基準を参考に、今後の気象予測や土砂災害危険箇所の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

	発令基準
避難準備 情報	香川県砂防情報システムの表示情報が、警戒危険雨量を超えたとき 土砂災害危険箇所の巡視により、湧水、小石が斜面からバラバラ落ちだす等の前兆現象が発見されたとき
避難勧告	香川県砂防情報システムの表示情報が、避難基準雨量を超えたとき 土砂災害警戒情報が発表されたとき 土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが発生する等の前兆現象が発見されたとき
避難指示	香川県砂防情報システムの表示情報が、土砂災害発生危険基準雨量を超えたとき 近隣で土砂災害が発生したとき 近隣で土砂移動現象、山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等の前兆現象が発見されたとき

3 避難勧告等の例文

(1)避難準備情報の伝達文(例)

こちらは三木町(災害対策本部)です。

昨夜からの大雨により、

川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。

川の水位が上昇し、今後、水があふれるおそれがあります。

1時間後には道路浸水のおそれがあります。

土砂災害の発生するおそれがあります。

このため、(ただ今、) 時 分に 町(××地区)に対して避難準備情報を出しました。お年寄りの方等、避難に時間がかかる方は、直ちに 小学校へ避難をしてください。

その他の方も避難の準備を始めてください。また、できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。

避難準備情報を伝達する場合の注意事項

- 1 点線で囲んだ部分については、避難準備情報を出すに至った情報(状況)を簡潔にまとめ通知すること。
- 2 ()内については、状況に応じ、適宜伝達すること。
- 3 避難所については、具体的な避難所名(原則として、直近の避難所)を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。

(2)避難勧告の伝達文(例)

こちらは三木町(災害対策本部)です。

昨夜からの大雨により、

川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。

川の水位が計画水位を越えました。

川の水位が上昇し、水があふれるおそれがあります。

道路浸水がいたる所で発生しており、床下浸水の可能性が出てきました。

土砂災害の発生する危険が更に高まってきました。

このため、(ただ今、) 時 分に 町(××地区)に対して避難勧告を出しました。

直ちに 小学校へ避難をしてください。(なお、浸水により××道路は通行できません。

の方へ迂回して避難してください。)

できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。

避難勧告を伝達する場合の注意事項

- 1 点線で囲んだ部分については、避難勧告を出すに至った情報(状況)を簡潔にまとめ通知すること。
- 2 ()内については、状況に応じ、適宜伝達すること。
- 3 避難所については、具体的な避難所名(原則として、直近の避難所)を伝達する。なお、水害の場合については、今後の浸水予測を踏まえ、避難所を選定すること。
- 4 避難に支障となる状況(浸水、がけ崩れ等による道路封鎖等)がある場合は、その状況もあわせ伝達すること。
- 5 避難所等への避難が危険な場合は、以下の事項もあわせて周知する。
河川の場合は、浸水等で屋外が危険なときの自宅2階等への避難
土砂災害の場合は、ア 堅固な建物の上階、イ 木造建物でも上階のしかも山の反対側の方、への避難

(3)避難指示の伝達文(例)

こちらは三木町(災害対策本部)です。

昨夜からの大雨により、
川の水位が上昇し、床上浸水にいたるおそれがあります。
川の水位が上昇し、決壊のおそれがあります。
川が決壊し(水があふれ)ました。
近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。

このため、(ただ今、) 時 分に 町(××地区)に対して避難指示を出しました。
直ちに 小学校へ避難をしてください。(なお、浸水により××道路は通行できません。
の方へ迂回して避難してください。)
できるだけ、となり近所の方にも一声掛けて避難してください。

避難指示を伝達する場合の注意事項

前記「避難勧告を伝達する場合の注意事項」に同じ。

資料2 - 2 1 - 1 町内の文化財

【国指定文化財】

区 分	種 別	名 称	所有者 (所在地)
重要文化財	書跡	宋拓隋啓法寺碑	

【県指定文化財】

種 別	名 称	所在地
天然記念物	蓮成寺のイヌマキとフウラン	氷上・福万
	熊野神社の二本杉	奥山・津柳
自然記念物	小蓑熊野神社社叢(植物)	小蓑・下分
	小蓑の虹の滝(地形)	小蓑・下分
	氷上八幡神社社叢(植物)	氷上・丸岡
	高仙神社社叢(植物)	奥山・津柳

【町指定文化財】

種 別	名 称	所有者 (所在地)
建造物	常光寺経蔵付傳大師像	常光寺(氷上・福万)
	旧木田郡役所建物(池戸公民館)	三木町(池戸・桜町)
絵画	和爾賀波神社の三十六歌仙扁額	和爾賀波神社(井戸・熊田)
工芸品	小蓑出土の梵鐘	筒井清八(小蓑・下分)
古文書	常光寺文書・経典付版木	常光寺(氷上・福万)
歴史資料	真行寺の板碑	真行寺(井戸・勅使)
無形民俗	鱈河神社の大獅子	鱈河神社大獅子保存会 (下高岡・新開)
史跡	始覚寺跡	四角寺(井上・川西)
	竜現社古墳	三木町(田中・南原)
	丸山古墳	香川県(朝倉・中谷)
天然記念物	二本もろだ	北岡松義(奥山・津柳北)

三木町防災会議条例

昭和38年10月2日
条例第17号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、三木町防災会議(以下「防災会議」という。)所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 三木町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 香川県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 香川県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長
 - (7) その他町長が防災に関係あると認め任命する者
- 6 前項第1号から第4号まで及び第7号の委員の定数は、17名以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、第3条の委員の内から必要に応じ町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日条例第4号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

三木町災害対策本部条例

昭和38年10月2日
条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、三木町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

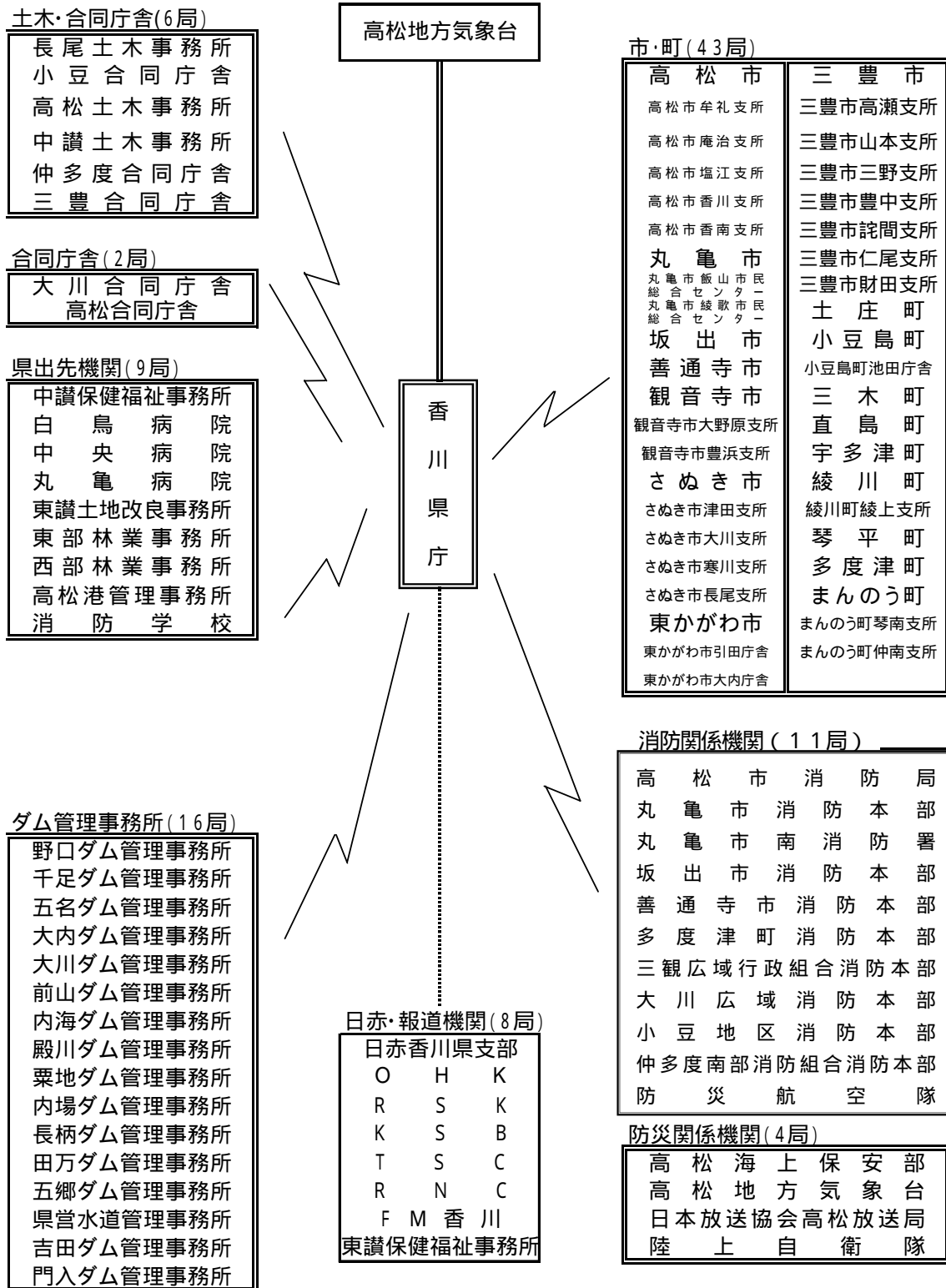
(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 - 4 - 1 防災行政無線による気象情報等伝達系統



凡例

衛星回線による一斉指令(音声・FAX) ————

防災情報提供装置 = = = =

専用線による順次同報(FAX) ······

資料3 - 6 - 1 香川県地方通信ルート

香川県地方通信ルート(は、通常通信ルート ~は、非常通信ルート)

三木町	三木町役場(総務課 TEL 087-891-3301 FAX 087-898-1994 県防(音声)341-501(FAX)341-581) 香川県(危機管理課)
高松市三木消防署 高松市消防局 香川県(危機管理課)
高松東警察署 県警察本部.....香川県(危機管理課)
琴電高田駅 琴電瓦町駅.....香川県(危機管理課)

記号 無線区間 ~ ~ 有線区間使送区間

参考 香川県危機管理課 TEL087-832-3188(直通) 087-831-1111(代表) FAX 087-831-8811
 県防(音声)【衛星又は地中】-200-5065 又は、-200-7-2435 (FAX)【102(衛星) 又は、101(地上)】-200-5803
 高松市三木消防署 TEL 087-898-4119 FAX 087-898-3900
 高松東警察署 TEL 087-898-0110
 高松琴平電気鉄道(株)高田駅 TEL 087-847-5951

資料3 - 8 - 1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり 2,404,000円以内 3 同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,404,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出し その他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故者等へ避難する必要がある者	1日1人当たり 1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であれば良い。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	住宅の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
					区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊 全焼 流出			夏	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400
					冬	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500
		半壊 半焼 床上浸水			夏	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400
冬	9,200		12,200	17,100	20,300	25,800	3,300				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の 給与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童（ 2 ）、中学校生徒（ 3 ）及び高等学校生徒（ 4 ）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,100 円 中学校生徒 4,400 円 高等学校等生徒 4,800 円	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）199,000円以内 小人（12歳未満）159,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,300 円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 次保存 検索 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,000 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実施弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

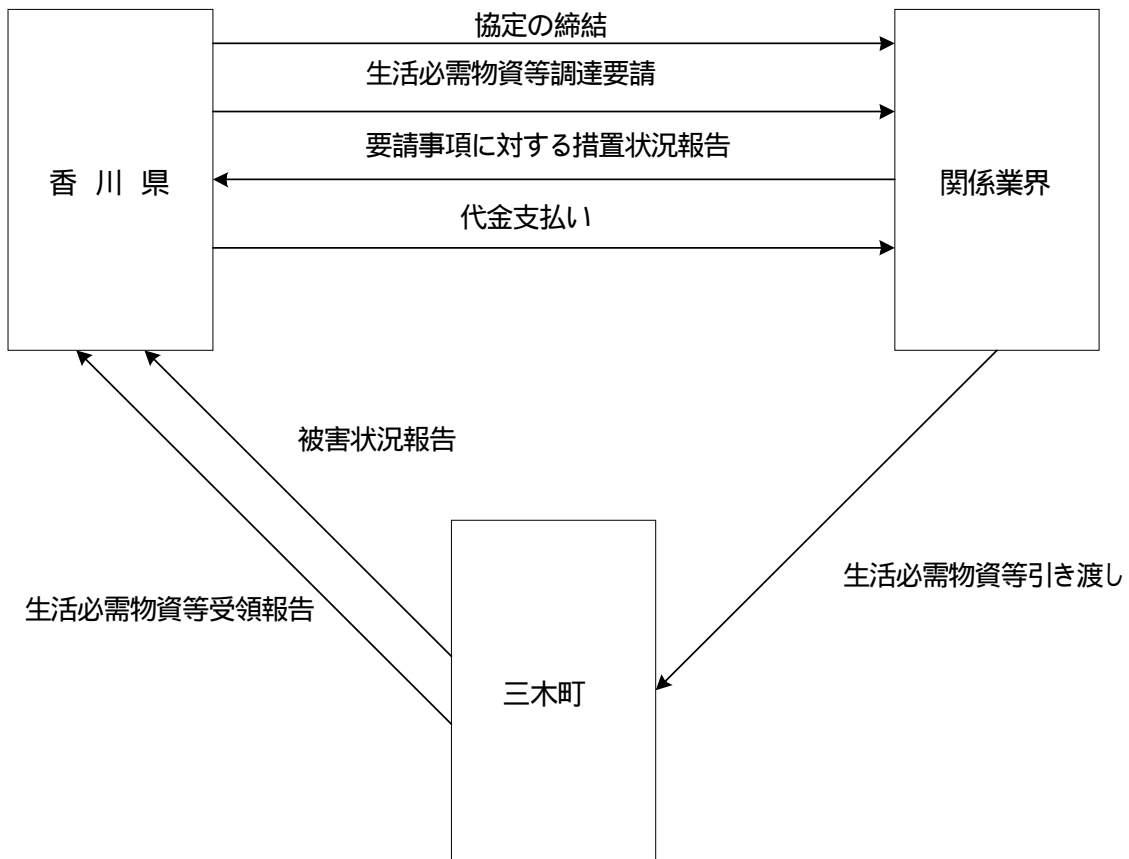
2 特別支援学校の小学部児童を含む。

3 中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。

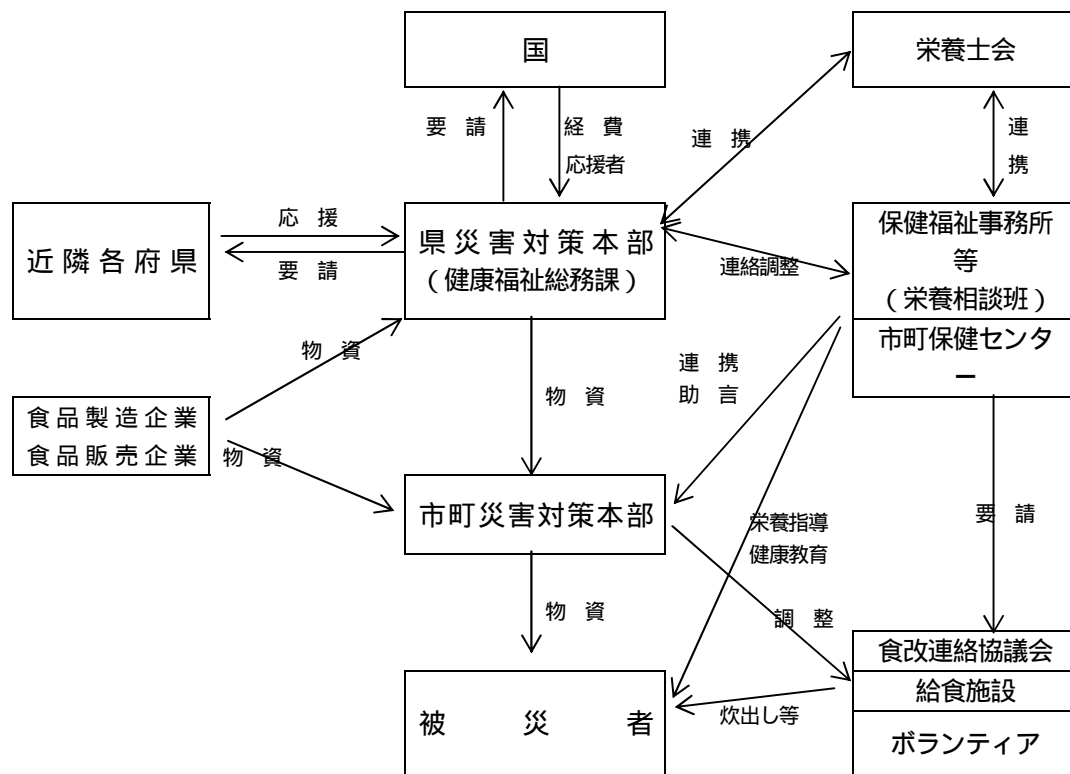
4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

生活必需物資等の調達方法

- 県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結（平常時）
- 町から県に対し被害状況報告
- 県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請
- 関係業界から町に対し生活必需物資等の引き渡し
- 町から県に対し生活必需物資等の受領報告
- 関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告
- 県から関係業界へ代金の支払い



資料3 - 17 - 1 栄養相談・指導活動体系図



県災害対策本部

- ・ 被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関・団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
- ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。

市町災害対策本部

- ・ 被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
- ・ 避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
- ・ 避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。

保健福祉事務所等

- ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
- ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
- ・ 市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないように調整する。

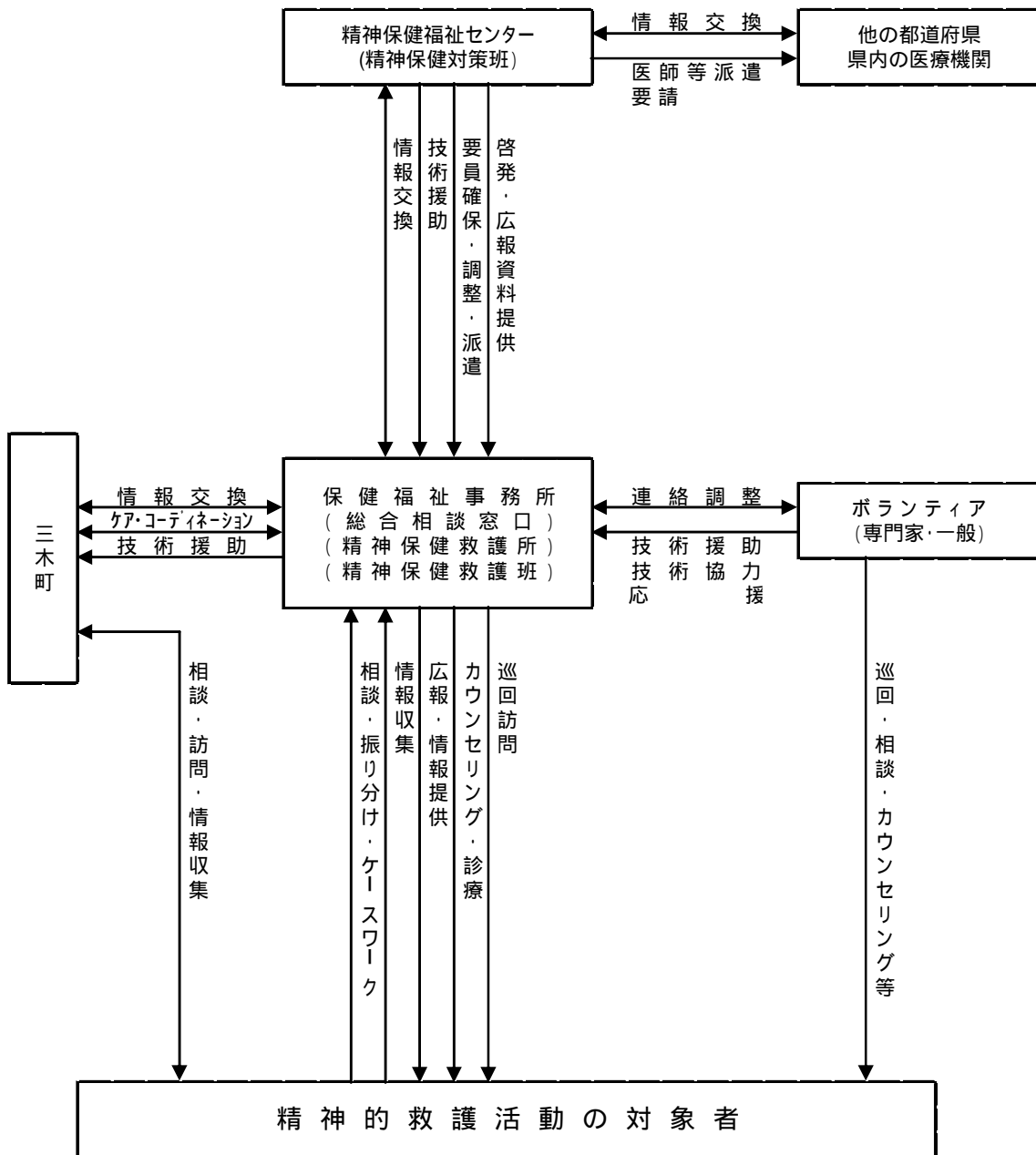
市町保健センター

- ・ 避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。
- ・ 市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。

支援者・支援団体

- ・ 栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
- ・ 食改連絡協議会：炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
- ・ 給食施設：施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
- ・ ボランティア：希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て市町の指示に従い炊出し等を実施する。

資料3 - 17 - 2 精神保健活動体系図



資料3 - 18 - 1 廃棄物処理施設、し尿処理施設

(1) ごみ処理施設

(平成20年4月1日現在)

名 称	設置主体	利用市町	稼動年月	規 模 (t/日)	所在地
高松市 南部クリーンセンター	高松市	高松市	H16.3	300	高松市塩江町安原下
西部クリーンセンター	高松市 綾川町	高松市 綾川町	S63.4	280	高松市川部町930 - 1
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務 組合	丸亀市 多度津町	H9.4	260	丸亀市土器町北1丁目72 - 2
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事務 組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9.10	60	仲多度郡琴平町五条1050
角山環境センター	坂出・宇多津広域 行政事務組合	坂出市 宇多津町	S60.9 H14.4 -	165	坂出市新浜町6 - 51
三豊クリーンセンター	三観広域行政組合	観音寺市 三豊市	S61.4	130	三豊市山本町財田西字前山 谷
香川県東部溶融クリーン センター	香川県東部清掃施 設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H9.6 H14.4 -	130 65 195	さぬき市長男東3013
小豆島クリーンセンター	小豆地区広域行政 事務組合	土庄町 小豆島町	H6.4	50	小豆郡小豆島町室生1371 - 1
計					

(2) し尿処理施設

(平成20年4月1日現在)

名 称	設置主体	構成市町	稼動年月	処理能力 (k1/日)	処理方式	所在地
衛生処理センター	高松市 三木町 綾川町	高松市 三木町 綾川町	S62.4	320	高負荷	高松市亀水町458-3
観音寺市衛生センター	観音寺市		H12.12	48	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市 伊吹クリーンセンター	観音寺市		H15.12	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町82
三豊クリアプラザ	三豊市	三豊市	H10.6	83	標脱	三豊市三野町下高瀬 1155
みさき園	小豆島町		S52.8	30	好二段	小豆郡小豆島町堀越 甲810
直島町清掃センター し尿処理施設	直島町		S54.4	12	好希釈	香川郡直島町 4062-5
御影浄苑	土庄町・小豆島町 環境衛生組合	土庄町 小豆島町	H3.4	50	高負荷	小豆郡土庄町小海字 鉦石乙1142
番の州浄苑	坂出・宇多津広域 行政事務組合	坂出市 宇多津町	H13.4	85	高負荷	坂出市番の州町 10-2,3
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政事 務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町	H5.4	185	標脱	仲多度郡多度津町大 字堀江新開5丁目11 番地
三観衛生組合 し尿処理施設	三観衛生組合	観音寺市 三豊市	H2.4	54	高負荷	観音寺市豊浜町和田 浜1626-1
大川広域 志度クリーンセンター	大川広域行政組 合	さぬき市 東かがわ市	H12.4	80	高負荷	さぬき市大字小田 2600-3
計	11施設			949		

(3) 粗大ごみ処理施設

(平成20年4月1日現在)

名称	設置主体	構成市町	稼動年月	処理能力(t/日)	処理方式	敷地面積	所在地
西部広域クリーンセンター粗大ごみ処理施設	高松市 綾川町	高松市 綾川町	H9.4	100	併用	16,972 ごみ処理 施設敷地内	高松市川部町 930-1
三豊クリーンセンター粗大ごみ処理施設	三観広域 行政組合	観音寺市 三豊市	S62.4	30	併用	8,300 ごみ処理 施設敷地内	三豊市山本町財田西字 前山谷
計				130			

(4) 再生利用施設

(平成20年4月1日現在)

名称	設置主体	利用市町	稼動年月	処理能力(t/日)	処理方式	所在地
高松市国分寺リサイクルセンター	高松市	高松市	H9.3	9.2	圧縮	高松市国分寺町新名 1562-13
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務組合	丸亀市 多度津町	H9.4	45.0	併用・再生	丸亀市土器町北1丁目 72-2
リサイクルステーションまんのう	まんのう町	まんのう町	H11.3	0.8	再生	仲多度郡まんのう町大 字長尾 1156-1
坂出市リサイクルプラザ	坂出市	坂出市	H11.10	26.0	併用・再生	坂出市江尻町 24-1
未来クルパーク21	善通寺市	善通寺市 琴平町 まんのう町	H12.4	21.0	併用	善通寺市原田町 43
小豆島リサイクルセンター	小豆地区広域行政事務組合	土庄町 小豆島町	H13.4	3.9	再生	小豆郡小豆島町室生 1374-1
多度津町リサイクルプラザ	多度津町	多度津町	H14.4	6.6	併用・再生	仲多度郡多度津町桃山
香川県東部溶融クリーンセンターリサイクルセンター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H14.4	0.8	再生	さぬき市長尾東 3013
クリーンセンター丸亀	丸亀市	丸亀市	H14.6	8.5	再生	丸亀市川西町南乙66-1
高松南部クリーンセンター(廃棄物再利用施設)	高松市	高松市	H15.8	70.0	再生	高松市塩江町安原下
国分寺町枝葉リサイクルセンター	高松市	高松市	H17.12	5.4	破碎・堆肥化	高松市国分寺町新居字 猪ノ尻 3854-10
計				197.0		

資料3-18-2 がれきの発生量及び仮置場の必要面積

発生量	仮置場の必要面積
8.2千t	2,455㎡

香川県南海地震被害想定調査に基づく全壊家屋数をもとに、香川県廃棄物対策課が策定した「地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針」による推計である。

地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針

1 目的

本指針は、地震に伴うごみ及び災害廃棄物を、効率的かつ計画的に処理するために必要な応急処理計画を、市町が策定するための具体的な事項について規定することを目的とする。

2 計画の基本事項

県では地震に伴う被害想定を行うので、市町は、これを基に、ごみ及び災害廃棄物の排出推定量を定め、応急処理の方法について具体的に計画を作成する。

3 応急処理の基本的な考え方

地震に伴うごみ及び災害廃棄物は、次のような特殊性がみられる。

- ・ 一時的かつ大量に発生することが予想される。
- ・ 道路の決壊や損壊に伴う廃棄物の運搬に支障をきたすとともに、処理機材の不足及び要員の確保が困難となるなど行政の対応にも限界が生じる。

従って計画策定に当たっては、次の点について留意し、仮置場・仮集積場への運搬、衛生管理など、住民や自主防災組織との連携を図り役割分担を行うなど、ごみ及び廃棄物を、適切に処理する必要がある。

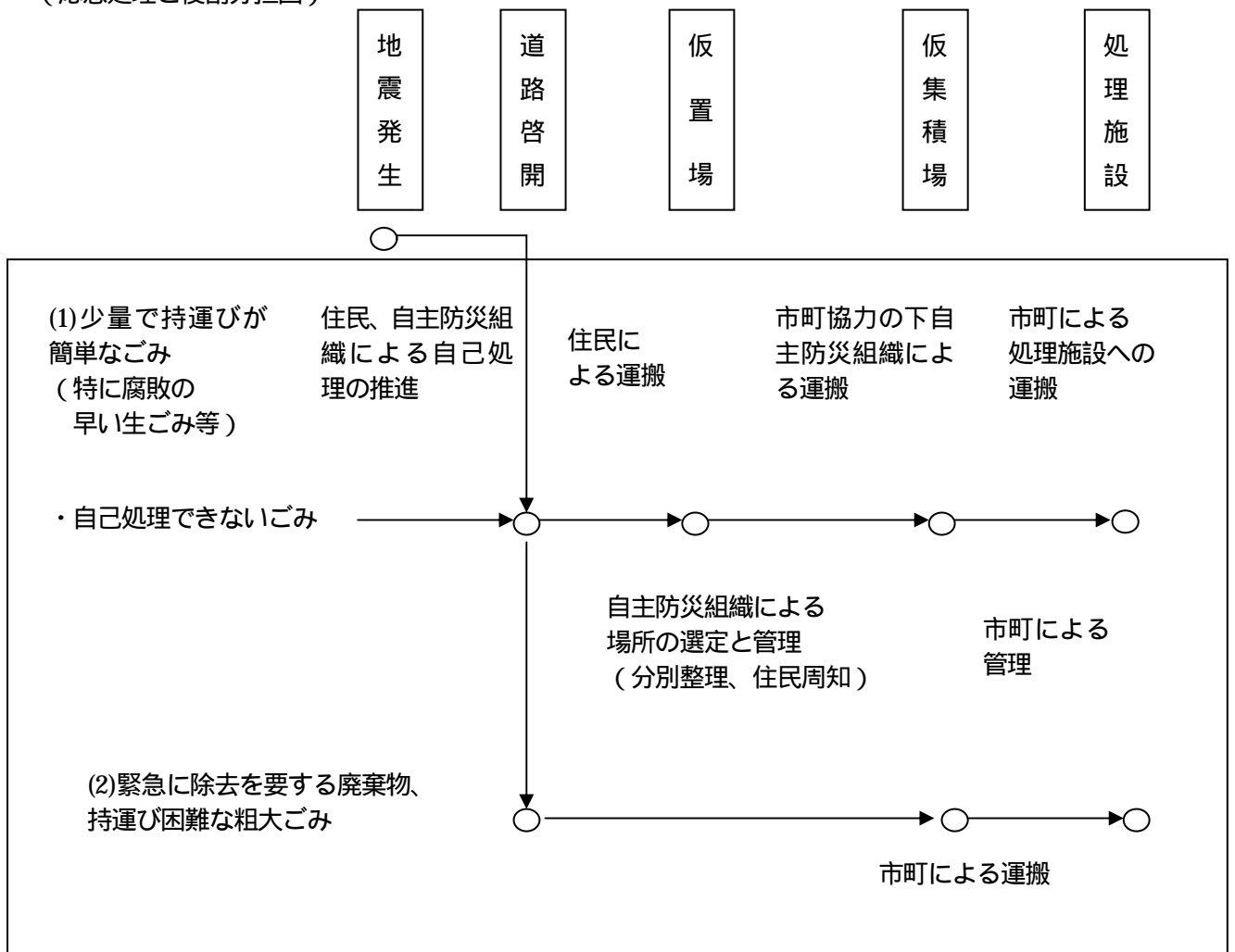
- (1) 処理計画は、市町における地域特性等を十分に考慮したものであること。
- (2) ごみ及び災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り分別を行い、法令に従った適正処理に努めること。

4 応急処理計画として整理する内容と留意事項

- (1) 応急処理にかかる連絡体制及び実施体制を定める（図 - 1 参照）

指揮命令系統の明示。担当課、職員の配置、役割分担及び責任者を定める。自主防災組織に担当班をおき、班長を定めておく。

(図 - 1)
(応急処理と役割分担図)



県及び関係団体等への連絡体制を明示する。

自主防災組織及び住民への連絡体制及び連絡内容を定める。

平常時から本処理計画について周知を行うとともに、災害時には、特に次の事項について周知を行う。

ア 仮集積場、仮置場の設置及び収集の方法等

イ 住民は、河川、道路、海岸、谷間等に投棄しないこと

ウ 住民は、し尿、動物の死骸、引火性物、爆発物、毒物等危険なものをゴミに混入してはならないこと

(2) 被害想定を行う。

(3) 被害想定に基づき「災害廃棄物の排出推定量並びに仮集積場等設置計画」を作成する。(別紙参考資料1「発生原単位」等参照)

また、市町内全域図を使用し、「仮集積場と運搬輸送路の設置計画図」を作成する。

(4) 収集処理方法を定める。

自主防災組織は、仮置場を設置し、管理を行う。

市町は、上記(2)により行った災害廃棄物量の集積に必要な面積を有する仮集積場を設置し、管理を行う。

(5) がれきの最終処分先である処分場など、ごみ処理施設の確保を行う。

(6) 物資等の調達・確保計画を定める。

地震災害時に、廃棄物処理を行ううえで、次の物資等が必要となる。

住民に配布するごみ消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋
廃棄物の運搬車両等

- 仮置場、仮集積場として使用できる土地
(避難所等と競合しないように計画すること。)
- (7) アスベストなど有害な廃棄物に関する処理方針を定める。

参 考 資 料 1

「発生原単位」等について
 除去を要する廃棄物発生量

ア 発生量推計に用いる発生原単位

構 造		平均延べ床面積 (m ²)	がれきの発生原単位	
			可燃物系(t/m ²)	不燃物系(t/m ²)
木造建物	全 壊	.	0.194	0.502
	半 壊		0.097	0.251
	(焼 失)		(0.058)	(0.502)
鉄筋系建物 (その他建 物含む)	全 壊	.	0.120	0.987
	半 壊		0.060	0.494
	(焼 失)		(0.036)	(0.987)
鉄骨系建物	全 壊	.	0.082	0.630
	半 壊		0.041	0.315
	(焼 失)		(0.025)	(0.630)

注1：平均延床面積：固定資産概要調書をもとに算定を行うものとする。

注2：がれきの発生原単位：兵庫県（阪神・淡路大震災結果）の数値を基に設定
 ただし、半壊は全壊の半分とし、焼失は半壊に準ずるものとする。

イ がれきの推計発生量

区 分	発 生 量
可 燃 物 系	千 t
不 燃 物 系	千 t
合 計	千 t

備考：がれき推計発生量 = 解体家屋棟数(棟) × 平均延床面積(m²/棟) × がれき発生原単位(t/m²)

ウ 推計発生量に基づく仮集積場の必要面積

区 分	発生量 t	搬入 期間	搬出 期間	最大 仮置量 t	見かけ 比 重 t/m ³	容 積 m ³	積み上げ 高さ m	仮集積場の 必要面積 m ²
可燃物系								
不燃物系								
合 計								

備考：最大仮置量(t) = 発生量 (t) × (1 - 搬入期間/搬出期間)

仮置場の必要面積 = 最大仮置量 ÷ 見かけ比重 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース)

参考：搬入（解体・撤去）期間、搬出（処理）期間：阪神・淡路大震災を例とすると1年、3年となる。

見かけ比重：可燃物 0.4 (t/m³)、不燃物 1.1 (t/m³) (千葉県資料)

積み上げ高さ：5 m (千葉県資料)

作業スペース：阪神・淡路大震災を例とすると、解体、選別、積み替え等の作業スペースは仮置場とほぼ同等以上使用されたことにより、作業スペース割合は100%であり係数は1となる。

エ 仮集積場設置計画と収集運搬計画

名 称	所 在 地	敷地面積(m ²)	対 象 地 区	搬入ルート	集積対象物
仮集積場A		, m ²	地区	県道 号線	がれき
仮集積場B		, m ²	地区 地区	県道 号線 市道 号線	可燃ごみ 不燃ごみ、資源ごみ
仮集積場C		, m ²	地区 地区	県道 号線 市道 号線	粗大ごみ 畳、木くず
仮集積場D		, m ²	地区 地区	県道 号線 国道 号線	タイヤ 廃家電
合 計					

注：市町全域図に仮集積場の位置と運搬経路を記入する。

家庭災害ごみ発生量

ア損壊建物から発生するごみ（がれき以外）

1.03 t/棟（千葉県資料）

イ津波等による浸水建物から発生するごみ

$3.79 \times \text{床上浸水家屋数} + 0.08 \times \text{床下浸水家屋数}$

（環境省水害廃棄物対策指針）

一般家庭ごみ発生量（平常時）（平成18年度一般廃棄物処理事業実態調査）

香川県 1,010 g/1人・日 全国 1,131 g/1人・日

市町震災廃棄物応急処理計画

市町災害廃棄物応急処理計画を次のとおり定める。

- 1 . 目的
- 2 . 基本的な考え方
対象廃棄物等、対象業務
- 3 . 被害の想定
- 4 . 震災廃棄物推計発生量・仮集積場必要面積
- 5 . 仮集積場配置計画と収集運搬計画
(市町内全域図を用いる)
- 6 . 分別計画・処理計画
- 7 . 最終処分場等施設の確保
- 8 . 廃棄物処理にかかる組織体制及び実施体制
県及び各地区との連絡網、組織体制、職員の配置計画
- 9 . 震災時における相互応援体制
- 10 . 物資等の調達・確保計画
- 11 . アスベストなど有害な廃棄物の処理

資料3 - 18 - 4 災害ごみ等仮置場予定地

所在地	所有者(管理者)	面積
三木町大字朝倉1441	三木町	10,060 m ²

資料3 - 19 - 1 遺体収容場所

名称	所在地	電話
しずかの里	三木町大字井戸993	087-899-1161

上記以外の収容場所については、状況により町長が指定した場所とする。

三木町公共土木施設に関する防災協定書

三木町(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)は、風水害、地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲の管理する道路、河川、下水道等の公共土木施設への巡視活動及び応急復旧工事等を計画的かつ迅速に行うために、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 甲が巡視業務を乙に依頼する場合は、乙は応諾するものとする。

2 甲が災害応急工事等の施工を発注する場合は、乙は受注するものとする。

3 前2項の場合において、甲及び乙は、三木町建設工事執行規則(昭和41年三木町規則第1号)及びその他の法令に基づき、これを誠実に履行しなければならない。

(定義)

第2条 巡視業務とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う公共土木施設の状況を早期に把握するための業務をいう。

2 災害応急工事等とは、災害に際し、緊急に機能を回復し、又は障害を除去しなければ町民の生活又は応急復旧活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に行う必要かつ最低限の応急工事(建設資機材、労力等の提供を含む。)をいう。

(乙の役割)

第3条 乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 災害に備え平常時に資機材を整備しておくこと。

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、待機態勢をとること。

(3) 甲から依頼又は発注のあったときは、甲と連絡を密に取り、速やかに巡視業務又は災害応急工事等を行うこと。

(4) 町の主催する防災訓練等に積極的に参加すること。

(乙の業務の概要)

第4条 乙は、町域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は甲の依頼があったときは、速やかに、甲に指定された場所で巡視業務を行わなければならない。

2 巡視業務の概要は、町道及び浸水多発箇所等について、車中から路面を中心に目視することを基本的に必要に応じて徒歩により点検し、異常を認めたときは、直ちに甲に報告し、甲の指示により通行規制等必要な措置を講ずることとし、早急に業務を完了することとする。

3 乙は、甲から災害応急工事等の発注を受けたときは、速やかに施工するものとし、仕様は別に定める工事標準仕様書等によるものとする。

(甲の依頼及び発注方法)

第5条 甲は、巡視業務依頼通知書(様式第1号)により巡視業務を依頼する。

2 甲は、災害応急工事等発注通知書(様式第2号)により災害応急工事等を発注し、乙は、通知を受けたときは、速やかに見積書及び請書を提出する。

3 甲は、前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに、巡視業務依頼通知書又は災害応急工事等発注通知書を送付する。

(完了報告)

第6条 乙は、巡視業務又は災害応急工事等を完了したときは、完了届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、完了届の添付書類として、巡視業務にあっては作業内訳書及び必要に応じて現場写真を、災害応急工事等にあっては工事写真、出来形調書、工事内訳書及び完了届を提出しなければならない。

(支払)

第7条 甲の発注に関して要した費用(以下「費用」という。)については、乙に対し、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が乙に対して支払う費用については、甲の発注時の適正価格をもって決定するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲は、乙が次の各号に掲げる要件に該当したときは、この協定を解除することができる。

(1) 三木町公共土木施設に関する防災協定業者募集要綱(平成20年三木町要綱第5号)第7条第2

号から第6号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定に基づく義務を履行しない場合又は履行する見込みがないと認められたとき。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、防災協定締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日から1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、さらに期間満了日から1年間この協定期間を延長するものとし、以後も同様とするが、防災協定締結日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日をもって終了する。

(補足)

第10条 この協定書に定めのない事項については、三木町建設工事執行規則(昭和41年三木町規則第1号)の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この協定を証するため協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月26日

甲 住所 木田郡三木町大字氷上310番地
氏名 三木町
三木町長 石原 收 印

乙 住所
氏名

三木町水道施設に関する防災協定書

三木町水道事業（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、風水害、地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲の管理する水道施設への巡視活動及び応急復旧工事等を計画的かつ迅速に行うために、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲が巡視業務を乙に依頼する場合は、乙は応諾するものとする。

2 甲が災害応急工事等の施工を発注する場合は、乙は受注するものとする。

3 前2項の場合において、甲及び乙は、三木町建設工事執行規則（昭和41年三木町規則第1号）及び関係法令に基づき、これを誠実に履行しなければならない。

（定義）

第2条 巡視業務とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う水道施設の状況を早期に把握するための業務をいう。

2 災害応急工事等とは、災害に際し、緊急に機能を回復し、又は障害を除去しなければ町民の生活又は応急復旧活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に行う必要かつ最低限の応急工事（建設資機材、労力等の提供を含む。）をいう。

（乙の役割）

第3条 乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 災害に備え平常時に資機材を整備しておくこと。

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、待機態勢をとること。

(3) 甲から依頼又は発注のあったときは、甲と連絡を密に取り、速やかに巡視業務又は災害応急工事等を行うこと。

(4) 町の主催する防災訓練等に積極的に参加すること。

（乙の業務の概要）

第4条 乙は、町域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は甲の依頼があったときは、速やかに、甲に指定された場所で巡視業務を行わなければならない。

2 巡視業務の概要は、水道管が埋設されている町道及び農道等を点検し、路面の崩壊や断裂及び漏水等の異常を認めるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示により通行規制等必要な措置を講ずることとし、早急に業務を完了することとする。

3 乙は、甲から災害応急工事等の発注を受けたときは、速やかに施工するものとし、仕様は別に定める工事標準仕様書等によるものとする。

（甲の依頼及び発注方法）

第5条 甲は、巡視業務依頼通知書(様式第1号)により巡視業務を依頼する。

2 甲は、災害応急工事等発注通知書(様式第2号)により災害応急工事等を発注し、乙は、通知を受けたときは、速やかに見積書及び請書を提出する。

3 甲は、前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに、巡視業務依頼通知書又は災害応急工事等発注通知書を送付する。

（完了報告）

第6条 乙は、巡視業務又は災害応急工事等を完了したときは、完了届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、完了届の添付書類として、巡視業務にあっては作業内訳書及び必要に応じて現場写真を、災害応急工事等にあっては工事写真、出来形調書、工事内訳書及び完了届を提出しなければならない。

（支払）

第7条 甲の発注に関して要した費用（以下「費用」という。）については、乙に対し、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が乙に対して支払う費用については、甲の発注時の適正価格をもって決定するものとする。

（協定の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号に掲げる要件に該当したときは、この協定を解除することができる。

(1) 三木町水道施設に関する防災協定業者募集要綱（平成20年三木町要綱第6号）第7条第2号から第6号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定に基づく義務を履行しない場合又は履行する見込みがないと認

めたとき。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、防災協定締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日から1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、さらに期間満了日から1年間この協定期間を延長するものとし、以後も同様とするが、防災協定締結日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日をもって終了する。

(補足)

第10条 この協定書に定めのない事項については、三木町建設工事執行規則(昭和41年三木町規則第1号)の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この協定を証するため協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月26日

甲 住所 木田郡三木町大字氷上310番地
氏名 三木町水道事業
三木町長 石原 收 印

乙 住所
氏名

三木町町営住宅に係る建築物に関する防災協定書

三木町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、風水害、地震等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、甲の管理する町営住宅への巡視活動及び当該建築物の応急復旧工事等を計画的かつ迅速に行うために、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 甲が巡視業務を乙に依頼する場合は、乙は応諾するものとする。

2 甲が災害応急工事等の施工を発注する場合は、乙は受注するものとする。

3 前2項の場合において、甲及び乙は、三木町建設工事執行規則（昭和41年三木町規則第1号）及び関係法令に基づき、これを誠実に履行しなければならない。

（定義）

第2条 巡視業務とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う町営住宅に係る建築物の状況を早期に把握するための業務をいう。

2 災害応急工事等とは、災害に際し、緊急に機能を回復し、又は障害を除去しなければ町民の生活又は応急復旧活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合に行う必要かつ最低限の応急工事（建設資機材、労力等の提供を含む。）をいう。

（乙の役割）

第3条 乙の役割は、次のとおりとする。

(1) 災害に備え平常時に資機材を整備しておくこと。

(2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、待機態勢をとること。

(3) 甲から依頼又は発注のあったときは、甲と連絡を密に取り、速やかに巡視業務又は災害応急工事等を行うこと。

(4) 町の主催する防災訓練等に積極的に参加すること。

（乙の業務の概要）

第4条 乙は、町域に震度5弱以上の地震が発生したとき、又は甲の依頼があったときは、速やかに、甲に指定された場所で巡視業務を行わなければならない。

2 巡視業務の概要は、町営住宅に係る建築物を点検し、異常を認めるときは、直ちに甲に報告し、甲の指示により立入り規制等必要な措置を講ずることとし、早急に業務を完了することとする。

3 乙は、甲から災害応急工事等の発注を受けたときは、速やかに施工するものとし、仕様は別に定める工事標準仕様書等によるものとする。

（甲の依頼及び発注方法）

第5条 甲は、巡視業務依頼通知書（様式第1号）により巡視業務を依頼する。

2 甲は、災害応急工事等発注通知書（様式第2号）により災害応急工事等を発注し、乙は、通知を受けたときは、速やかに見積書及び請書を提出する。

3 甲は、前2項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、口頭又は電話等により依頼し、その後速やかに、巡視業務依頼通知書又は災害応急工事等発注通知書を送付する。

（完了報告）

第6条 乙は、巡視業務又は災害応急工事等を完了したときは、完了届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、完了届の添付書類として、巡視業務にあっては作業内訳書及び必要に応じて現場写真を、災害応急工事等にあっては工事写真、出来形調書、工事内訳書及び完了届を提出しなければならない。

（支払）

第7条 甲の発注に関して要した費用（以下「費用」という。）については、乙に対し、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 甲が乙に対して支払う費用については、甲の発注時の適正価格をもって決定するものとする。

（協定の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号に掲げる要件に該当したときは、この協定を解除することができる。

(1) 三木町町営住宅に係る建築物に関する防災協定業者募集要綱（平成20年三木町要綱第7号）第6条第2号から第6号までに掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 乙が正当な理由がなくこの協定に基づく義務を履行しない場合又は履行する見込みがないと認められたとき。

(協定期間)

第9条 この協定期間は、防災協定締結日から平成21年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了日から1月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、さらに期間満了日から1年間この協定期間を延長するものとし、以後も同様とするが、防災協定締結日から起算して2年を経過した日の属する年度の末日をもって終了する。

(補足)

第10条 この協定書に定めのない事項については、三木町建設工事執行規則(昭和41年三木町規則第1号)の規定によるほか、必要に応じて甲乙協議して定める。

この協定を証するため協定書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年9月26日

甲 住所 木田郡三木町大字氷上310番地
氏名 三木町
三木町長 石原 收 印

乙 住所
氏名

三木町公共土木施設等に関する防災協定締結業者一覧

	商号又は名称	協定業種		
		土木	水道	町営住宅 建築物
1	有限会社 池戸電水			
2	有限会社 上枝興業			
3	内原建設 株式会社			
4	株式会社 エムケーインデクト			
5	有限会社 岡田工業			
6	有限会社 河津設備			
7	有限会社 川波建設			
8	有限会社 川原建設			
9	小西組 有限会社			
10	有限会社 サンエンジニア			
11	下根建設 有限会社			
12	株式会社 十川組			
13	有限会社 タイキユウ			
14	有限会社 滝川建設			
15	竹内建興 株式会社			
16	合資会社 竹内造園			
17	株式会社 谷井建設			
18	筒井工業 株式会社			
19	株式会社 出原建設			
20	株式会社 中井建設			
21	有限会社 中川産業			
22	有限会社 伸正建設			
23	株式会社 ノリカ			
24	有限会社 平井建設			
25	ビルトプランニング・ヤマシタ			
26	三木建設 株式会社			
27	三好建設工業 株式会社			
28	有限会社 三好工務店			
29	有限会社 モト二電気設備			
30	株式会社 森山鋼業			
31	安田土建 有限会社			
32	山政建設 株式会社			
33	有限会社 横山組			
34	有限会社 渡辺建設工業			
締結業者数(社)		30	26	9

計 34 社

1 火災・災害等即報要領

〔昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官〕

最終改正 平成20年 9月 消防庁第166号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防町長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)(4)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

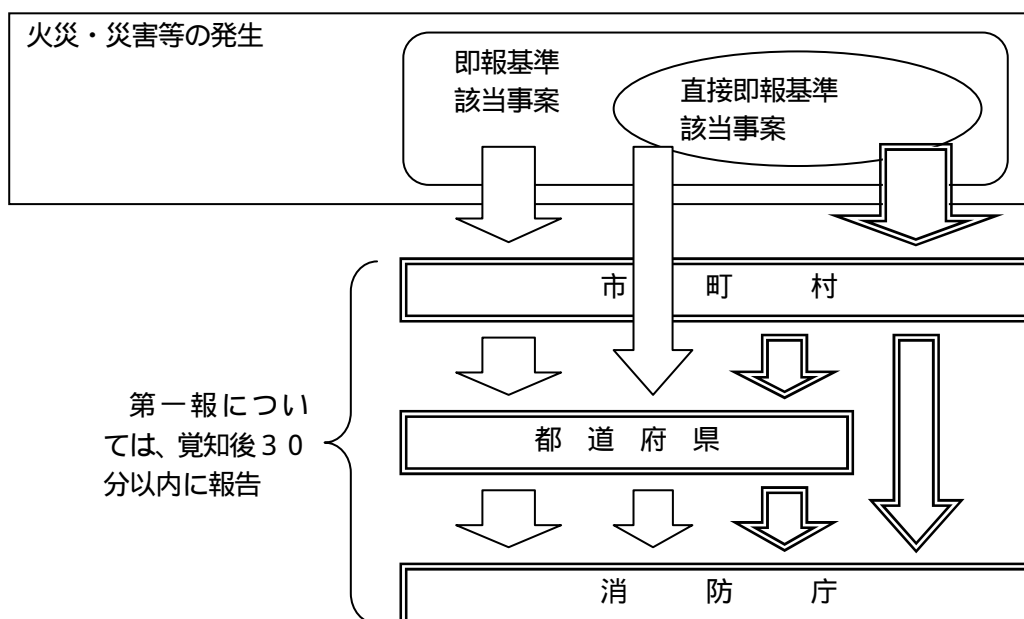
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について、主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報を都道府県に報告するものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報を消防庁に報告を行うものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。



4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故(火災の発生を伴うものを含む。)を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災(爆発を除く。)については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告すること。

イ 救急・救助事故等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体(応援団体を含む。)は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 「第2 即報基準」及び「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告するものとする。
- (2) 市町村又は都道府県は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。
- (3) 各都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。
- (4) 市町村が都道府県に報告できない場合にあつては、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) (1)から(4)までにかかわらず、地震等により、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を市町村は直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者が3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア 火災

ア) 建物火災

- 1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
- 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- 5) 損害額1億円以上と推定される火災

イ) 林野火災

- 1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- 2) 空中消火を要請又は実施したもの
- 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ) 交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- 1) 航空機火災
- 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- 3) トンネル内車両火災
- 4) 列車火災

エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの。

（例示）

- ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

1) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

2) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

3) 特定事業所内の火災(1)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

1) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

2) 負傷者が5名以上発生したもの

3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

5) 海上、河川への危険物等流出事故

6) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

3) 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

1) 死者5人以上の救急事故

2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

3) 要救助者が5人以上の救助事故

4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故

5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・バスの転落による救急・救助事故

・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

・消防防災ヘリコプター、消防用自動車に係る救急・救助事故

・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

次の災害等(該当するおそれがある場合を含む。)についても、上記2と同様式を用いて報告すること。

- 1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- 2) 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

ア 地震

地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの

イ 津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- 1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- 1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- 1) 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの
- 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2の1の(2)のアのウ)に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ1)、2)に同じ。

ウ 危険物等に係る事故(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

- 1) 第2の1の(2)のウ1)、2)に同じ。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- オ ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- カ 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の1)、2)に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

火災の種別は、「建物火災」「林野火災」「車両火災」「船舶火災」「航空機火災」及び「その他の火災」とし、欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

1) 死者3人以上生じた火災

ア 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

ア) 建物等の用途、構造及び環境

- 1) 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- イ 火災の状況
 - ア) 発見及び通報の状況
 - 1) 避難の状況
- 2) 建物火災で個別基準の 5)又は 6)に該当する火災
 - ア) 発見及び通報の状況
 - 1) 延焼拡大の理由
 - ア 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他
 - ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - エ) 罹災者の避難保護の状況
 - オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- 3) 林野火災
 - ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - * 必要に応じて図面を添付する。
 - イ) 林野の植生
 - ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- 4) 交通機関の火災
 - ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - イ) 焼損状況、焼損程度

2 第 2 号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「 (株) 工場」のように、事業所の名称の全てを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。)第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定められる危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(7) 施設の概要

「 と××を原料とし、触媒を用いて* *製品を作る 製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況について

ても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特筆すべき事項があれば、記入すること。

(例)

・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

< 救急・救助事故等即報 >

3 第3号様式(救急・救助事故等)

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要援護者数(見込)

救助する必要がある者(行方不明者あるいは救助の要否が不明のものを含む。)で、いまだ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等(応援出動したものを含む。)について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況

・避難の勧告・指示の状況

・避難所の設置状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

< 災害即報 >

4 第4号様式

1) 第4号様式 - その1 (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で、被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合にはその設置及び解散の日時を記入するとともに、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の勧告・指示の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

2) 第4号様式 - その2 (被害状況即報)

(1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

(2) 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。

(3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

(4) 備考欄

備考欄には次の事項を記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた応急対策について記入すること。

（例）

- ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・避難の勧告・指示の状況
- ・避難所の設置状況
- ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・災害ボランティアの活動状況

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	香川県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢)		人		死者の生じた理由	
	負傷者 重症		人			
	中等症		人			
	軽症		人			
建物の概要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼損程度	全焼 棟		棟 計		焼損面積	
	半焼 棟		棟			
	棟数 部分焼		棟		建物焼損床面積	
	ぼや 棟		棟		建物焼損表面積	
					林野焼損面積	
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)		台		人	
	消防団		台		人	
	その他				人	
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記入して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りる。)

事故名 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- 2 危険物等に係る事故
- 3 原子力施設等に係る事故
- 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	香 川 県
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他			
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分 月 日 時 分		
消 防 覚 知 方 法	気 象 状 況				
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物 質 名			
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他 ()				
施 設 の 概 要	危 険 物 施 設 の 区 分				
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者 重症	人		
		中等症	人		
		軽 症	人		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急・救 助 活 動 状 況	警戒区域の指定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台		
		消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
		自 衛 隊	人		
そ の 他	人				
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況					
そ の 他 参 考 事 項					

(注)第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りる。)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	香川県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対処事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	(月 日 時 分) 月 日 時 分	
事故の概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人 (人)
			重症	人 (人)
			中等症	人 (人)
	計	人	軽症	人 (人)
	不明	人		
救急活動の要否				
要救護者数 (見込)		救助人員		
消防・救急・救助活動状況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄の()書は、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。

(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りる。)

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

報告日時	月 日 時 分
都道府県	香川県
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名

(第 報)

災 害 の 概 況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被 害 の 状 況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	0人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		香 川 県		区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災 害 名			田	流 失 ・ 埋 没	ha	
	第 報 (月 日 時現在)				冠	水	ha
報 告 者 名							畑
	冠	水	ha				
区 分		被 害		そ	文 教 施 設	箇 所	
					病 院	箇 所	
人 的 被 害	死 者	人		の	道 路	箇 所	
		行 方 不 明 者	人		橋 り よ う	箇 所	
	負 傷	重 傷	人		河 川	箇 所	
		軽 傷	人		港 湾	箇 所	
住 家 被 害	全 壊	棟		他	砂 防	箇 所	
		世帯			清 掃 施 設	箇 所	
		人			崖 く ず れ	箇 所	
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇 所	
		世帯			被 害 船 舶	隻	
		人			水 道 戸		
	一 部 破 損	棟			電 話 回 線		
		世帯			電 気 戸		
		人			ガ ス 戸		
	床 上 浸 水	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇 所	
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世 帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火 災 発 生				
非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物	件			
	そ の 他	棟	危 険 物	件			
		棟	そ の 他	件			

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円		0		
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 村 名 法	
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
その他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
被害総額	千円		0	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人
備 考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の種類概況				
	応急対策の状況				
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況				
	・避難の勧告・指示の状況				
	・避難所の設置状況				
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況				
・自衛隊の派遣要請、出動状況					
・災害ボランティアの活動状況					

*被害額は省略することができるものとする。

*119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

2 災害報告取扱要領

〔 昭和 4 5 年 4 月 1 0 日
消防防第 2 4 6 号消防庁長官 〕

改正 昭和 5 8 年 1 2 月 〔 消防総第 8 3 3 号
消防災第 2 7 9 号
消防救第 5 8 号 〕

昭和 5 9 年 1 0 月 消防災第 2 6 7 号
平成 6 年 1 2 月 消防災第 2 7 8 号
平成 8 年 4 月 消防災第 5 9 号
平成 1 3 年 6 月 〔 消防災第 1 0 1 号
消防情第 9 1 号 〕

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災題 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2 都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況およびそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

(2) 災害中間年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 10 日までの災害による被害の状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害による被害の状況について、翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第 2 記入要領

第 1 号様式、第 2 号様式および第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
- (4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29条）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものと及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなく

なった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(18)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

(1)「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。

(2)「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3)「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4)「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をとする。

(5)災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6)「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7)「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8)「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9)「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害	
災害名 ・ 確定年月日	災害名		月 日	時確定	田	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
報告者名			畑		そ	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
区 分		被 害		文 教 施 設	病 院	箇所	
						箇所	箇所
人的 被 害	死 者	人			道 路	箇所	
	行方不明者	人			橋 り よ う	箇所	
	負 傷	重 傷	人			河 川	箇所
		軽 傷	人			港 湾	箇所
住 家 被 害	全 壊	棟			砂 防	箇所	
		世帯			清 掃 施 設	箇所	
		人			崖 く ず れ	箇所	
	半 壊	棟			鉄 道 不 通	箇所	
		世帯			被 害 船 舶	隻	
		人			水 道	戸	
	一 部 破 損	棟			電 話	回線	
		世帯			電 気	戸	
		人			ガ ス	戸	
	床 上 浸 水	棟			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
世帯							
人							
床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯		
	世帯			り 災 者 数	人		
非 住 家	公 共 建 物	棟			火 災 発 生	建 物	件
	そ の 他	棟				危 険 物	件
						そ の 他	件

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円		0		
公共施設被害市町村数		団体			
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 村 名 法	
	林 産 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
その他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人
被害総額		千円	0	消 防 団 員 出 動 延 人 数	人
備 考	災害発生場所				
	災害発生年月日				
	災害の概況				
	消防機関の活動状況				
	その他(避難の勧告・指示の状況)				

第2号様式 災害中間年報

平成 年災害中間年報

都道府県名：香川県

災 害 名		災害						合計
発 生 月 日		月日						
人的 被害	死 者	人						
	行方不明者	人						
	負 重 傷	人						
	傷 軽 傷	人						
住 家 被 害	全 壊	棟						
		世帯						
	半 壊	棟						
		世帯						
	一 部 損 壊	棟						
	世帯							
床 上 浸 水	棟							
	世帯							
床 下 浸 水	棟							
	世帯							
非 住	公 共 建 物	棟						
	そ の 他	棟						
り	災 世 帯 数	世帯						
り	災 者 数	人						
被 害	害 総 額	千円						
	公立文教施設	千円						
	農林水産業施設	千円						
	公共土木施設	千円						
	その他の公共施設	千円						
	その他被害	千円						
消防職員出勤延人員	人							
消防団員出勤延人員	人							
都道府県災害対策本部	設置 解散							
災对本部設置市町			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町			団体	団体	団体	団体	団体	団体

第3号様式 災害年報

都道府県名

香川県		災害 月日					計
人的 被害	死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷 軽傷	人 人				
住家 被害	全壊	棟					
		世帯					
	半壊	棟					
		世帯					
	一部損壊	棟					
		世帯					
床上浸水	棟						
	世帯						
床下浸水	棟						
	世帯						
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
そ の 他	田	流出・埋没	ha				
		冠水	ha				
	畑	流出・埋没	ha				
		冠水	ha				
	文教施設	箇所					
	病院	箇所					
	道路	箇所					
	橋梁	箇所					
	河川	箇所					
	港湾	箇所					
	砂防	箇所					
	清掃施設	箇所					
	崖くずれ	箇所					
	鉄道不通	箇所					
被害船舶	隻						
水道	戸						
電話	回線						
電気	戸						
ガス	戸						
ブロック塀等	箇所						
火災	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
小計		千円					
そ の 他	施設被害市町	団体					
	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
その他		千円					
被害総額		千円					
県災対本部設置日時							
県災対本部解散日時							
災対本部設置市町							
災害救助法適用市町							
消防職員出動延人員		人					
消防団員出動延人員		人					

三木町地域防災計画

平成22年5月 発行

編集 三木町防災会議